

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針等に関する質問への回答

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
1	実施方針	東名高速道路跨道橋工事	1	第1	1	(2)	①	イ	通常工事のような高速道路本線上の工事はNEXCO殿への委託工事としてNEXCO殿より別途発注となると考えますが、本工事の岡崎市殿からの発注についてはNEXCO殿と協議済なのでしょうか。NEXCO殿からの別途発注となる可能性はありませんでしょうか。	東名高速道路跨道橋の架け替え工事は、市が発注することで中日本高速道路株式会社と協議済みです。	
2	実施方針	関連工事	1	第1	1	(2)	①	イ	当該事業に含まれない関連施設工事（周辺アクセス道路、スマートIC工事）の発注及び施工時期について、見込みをご教示願います。	募集の公告時に基本工程表を提示します。	
3	実施方針	宅地造成施設（ピオトープ）	1	第1	1	(2)	②		ピオトープの施工時期についてご教示願います。	ピオトープの設計及び施工は、進出予定企業に行っていただきますので、施工は本事業の完了後になります。ただし、粗造成までは本事業に含まれます。	
4	実施方針	事業スキーム	2	第1	1	(6)			「事業者は、本事業の実施にあたり、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、・・・」とありますが、これは本事業の事業者決定後のスキームであり、応募段階では進出予定企業の希望を反映することが困難であるため、選定のプロセスにおいては、進出予定企業の計画への展開は評価対象外という認識でよろしいでしょうか。	御見込のとおりですが、並行して募集する進出予定企業は「10ha以上の区画を希望する」企業であることに御留意ください。	
5	実施方針	実施方針 進出予定企業の意見	2	第1	1	(6)			進出予定企業の意見について、募集要項公表時に開示等の予定はありますか。	進出予定企業は、募集要項公表時には決定しておりませんので、その意見はありません。	
6	実施方針	進出予定企業選定のスケジュール	2	第1	1	(6)			市との進出予定企業との基本協定や土地売買契約並びに事業者と進出予定企業の各種協定の締結時期を含め、進出予定企業公募の具体的なスケジュールをご示してください。	進出予定企業の募集要項も公表を予定しておりますので、そちらで御確認ください。	
7	実施方針	事業スキーム	2	第1	1	(6)			事業スキームの図で進出予定企業の枠内に「設計・施工アドバイザー」とあります。「設計・施工アドバイザー」は具体的に本事業へどのように関与するのでしょうか。	進出予定企業である設計・施工アドバイザーは、関係者会議を通じて、購入する予定の区画についてアドバイスしていただくことを想定しています。	
8	実施方針	事業スキーム	2	第1	1	(6)			応募前より進出予定企業と接触している「設計・施工アドバイザー」が本事業に応募する場合、進出予定企業のニーズを把握しているため、応募に有利に働く可能性も考えられます。そのような「設計・施工アドバイザー」が存在する場合、その応募の可否についてご教示ください。	用語の定義を御確認いただければ、そのような状況が発生しないことがお分かりいただけるものと考えます。	
9	実施方針	事業スキーム (進出予定企業)	2	第1	1	(6)			大規模宅地への進出予定企業は1社と考えてよろしいでしょうか。	進出予定企業の募集は1社を原則としますが、その規模によっては2社めの採用についても協議させていただきます。	
10	実施方針	事業スキーム (進出予定企業)	2	第1	1	(6)			進出予定企業の宅盤想定は10haとありますが、平場のみで確保、もしくは緑地等込みで確保のどちらでしょうか。	平場で10ha以上を確保してください。	
11	実施方針	進出予定企業について	3	第1	1	(7)			設計段階から進出予定企業と協議とあるが対象となる進出予定企業は何社を想定しますか？	No9の回答を参照してください。	
12	実施方針	市及び進出予定企業との調整方法	3	第1	1	(7)			進出予定企業の用途は立っているのでしょうか。無い場合の三社会議の方法はどうお考えでしょうか。	進出予定企業の募集は、本事業と並行して行うことで考えています。 進出予定企業が決まらなかった場合、三者による関係者会議は開催しません。	
13	実施方針	協議・許認可の取得	4	第1	1	(7)	②	オ a	許認可の範囲は、設計業務の範囲と同一と理解して、よろしいでしょうか。	設計業務の範囲にかかわらず、本事業に含まれる施工をする上で必要となる許認可の取得等に必要な協議用資料の作成については、含まれます。	
14	実施方針	事業の業務内容 役割分担	3	第1	1	(8)	①		調査・設計段階市の業務として埋蔵文化財調査が令和2～4年度、水文調査が令和2年度実施予定となっておりますが、特に埋蔵文化財調査が工事着手までに完了せず、工事遅延となる場合リスクについては、市の責任となり、工期、費用について協議により変更するとの認識でよろしいでしょうか。	埋蔵文化財調査は令和2～4年の24箇月を予定しており、東名高速道路側から順次実施していく想定しております。埋蔵文化財の調査が完了した箇所は、工事の着工が可能です。よって、当該理由による工事遅延は前提にいたしません。	
15	実施方針	同上	3	第1	1	(8)	①		調査・設計段階その他の調査（測量・地質等）については市の業務○、事業者は△（必要に応じて）実施予定となっておりますが、どのような調査を想定しておりますか？ご教示ください。例えば高盛土や調整池の堰堤下の地耐力、軟弱土確認の調査の結果、地盤改良が必要になった場合は、工期・費用について協議により変更するとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書の添付資料4に示すとおり地質調査（ボーリング調査）を実施しておりますが、それ以外に必要な地質調査や測量については、事業者自ら実施してください。なお、御指摘の箇所には、軟弱地盤対策工を見込んでおり、当該事由による費用の増減、工期の短縮・延期はないことを御承知ください。 調査の結果、募集の公告時における資料等で明示されていない、予期することができない状態が生じた場合等は、工期及び費用の変更について協議となります。	
16	実施方針	調査・設計役割分担（表中記載事項）について	3	第1	1	(8)	①		役割分担の表（調査設計段階）の詳細設計（スマートIC予定地）とありますが、IC近接の調整池の設計は本事業に含まれないと理解してよろしいでしょうか？	調整池はすべて工業団地側で整備するため、IC近接の調整池も本事業での実施となります。 なお、造成協力地の粗造成をするにあたり、調整池が必要となる場合には、その費用も見込んでください。	
17	実施方針	調査の実施期間	3	第1	1	(8)	①		貴市により実施される「埋蔵文化財発掘調査」および「水門調査（事前）」について、調査期間はどの程度見込まれているのでしょうか。	埋蔵文化財発掘調査は令和2～4年度の24箇月、水文調査（事前）は令和2年度の間に実施する予定です。	
18	実施方針	本事業における役割分担 (その他調査)	3	第1	1	(8)	①		市で行われる役割分担のうち、埋蔵文化財発掘調査、水文調査以外の役割（その他調査、基本設計、許認可の取得など）のスケジュール及び内容、範囲等についてご教示願います。	参考となる基本工程を募集の公告時に示しますが、詳細な工程については事業者が提案してください。なお、許認可については、担当部署と事前協議を重ねて行い、余裕を持って協議資料を作成してください。また、No14の質問・回答も御参照ください。	
19	実施方針	企業誘致支援業務	3 4	第1	1	(8)	① ②	エ	企業誘致支援の役割分担について市の業務○、事業者○となっておりますが、企業誘致の具体的な支援内容についてどのように想定していますか？ご教示ください。この支援業務は市が別途公募を行う10ha以上の希望者の選定に係るもの以外の誘致業務の支援のことでよろしいでしょうか。誘致業務の主体は市が行うという認識でよろしいでしょうか。 企業誘致支援業務については、誘致の成約が義務として課されることになりませんか？	事業者が実施する企業誘致支援業務の内容は、実施方針第1.1.(8).②に記載のとおり、パンフレットの作成、ホームページの開設等を考えています。 企業誘致の成約義務を課すことはありません。	
20	実施方針	宅地造成業務	4	第1	1	(8)	②	イ	航空測量以外の実測図は無いと考えてよろしいでしょうか。 事業区域の確定測量は本業務に含まれるのでしょうか。事業区域内の公共敷（赤道、青道）の確定はなされていますか。（無い場合、本業務にふくまれますか。）	当該実測図で設計可能と判断していますが、不足している場合には事業者にて追加測量してください。 事業区域の外周の測量及び公共敷の測量は、市が実施する予定です。No38の回答も参照してください。	
21	実施方針	宅地造成業務	4	第1	1	(8)	②	イ	谷部の追加地質調査と各種室内試験は早期実施が重要と思われる。その追加調査・試験は本業務にて実施でしょうか。または別途業務でしょうか。	令和元年度～2年度において、市で追加の地質調査を実施する予定です。	
22	実施方針	宅地造成業務	4	第1	1	(8)	②	イ	基本設計（案）で策定された、各分譲地・場内道路・調整池などの施設配置方針について、今後の実施設計業務における流動性は高いのでしょうか。	基本設計によらず事業者の提案としますが、開発区域内での提案とし、追加用地買収は考えていません。	
23	実施方針	維持管理業務について	4	第1	1	(8)	②	ウ	維持管理完了後、引渡し時の検査確認について、どの程度の補修範囲等を考えていますか。	要求水準書の第3に記載の要求水準を満足する適切な状態としてください。	
24	実施方針	維持管理業務の対象施設	4	第1	1	(8)	②	ウ	維持管理業務には、「① 関連公共施設」で施工した水道施設・北アクセス道路・東名高速道路跨道橋は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	維持管理業務の対象は、阿知和地区工業団地及び水道施設を除く関連施設です。募集の公告時に明確に示します。	
25	実施方針	維持管理業務の対象範囲の期間	4	第1	1	(8)	②	ウ	例えば維持管理期間中に土地売買契約が締結された場合は維持管理業務の対象範囲が変更になると考えられますが、事業費の算出時には、どのようにその範囲を算出するかご教示を願います。	分譲区画に係る除草・清掃の範囲に関して、1年目は進出予定企業、2年目は半分程度、3年目は完売と予定しており、その範囲の増減による契約変更は予定しておりません。	
26	実施方針	事業者が実施する業務の概要 (維持管理業務)	4	第1	1	(8)	②	ウ	提示する事業費の維持管理業務には、大雨による法面崩壊や台風による倒木等の天災による被害が発生した場合の復旧費は計上しなくてよろしいでしょうか。	不可抗力リスクの費用負担の詳細については、募集の公告時に示します。	

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
27	実施方針	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	維持管理業務は3年経過後、どなたに承継する計画で しょうか。また進出企業に引き継ぐ場合にはその準備が 必要と思われるが、それらも業務内に含まれることに なりますか。	維持管理業務の対象には、進出する企業に引き渡した 土地は含まれておりませんが、3年経過後には全て市 に引き継いでいただきます。 なお、御見込みの通り、企業への引渡し前までは適 切な管理をしてください。	
28	実施方針	企業誘致支援業務	4	第1	1	(8)	②	エ	企業誘致支援業務において、進出予定企業の決定時 期、進出予定企業からの意見の範囲について、想定され ているものがございましたらご教示願います。	進出予定企業は、事業契約の締結までに決定する予定 です。進出予定企業には、購入する予定の土地について 要望及び意見をいただく予定です。	
29	実施方針	企業誘致活動業務	4	第1	1	(8)	②	エ	市が別途公募する進出企業募集が不調となった際に追 加発注予定の企業誘致活動業務については、誘致の成約 が義務として課されるのでしょうか。未達の場合にはペ ナルティ等が課されることになるのでしょうか。現時点で のお考えをご教示ください。	進出予定企業の募集事業が不調となり、企業誘致活動 業務を追加する場合、業務内容、成約義務（ペナル ティ）及び成功報酬（インセンティブ）等は、市と事業 者が協議して決定することで考えています。	
30	実施方針	企業誘致活動業務について	4	第1	1	(8)	②	エ	「進出予定企業の募集事業が不調」となり、「企業訪 問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加する」場合 には、その費用は市が負担するという理解でよろしいで しょうか。 また、業務期間は要求水準書（案）P.37により令和10 年3月末以降に延長されることはないとの理解でよろし いでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、企業誘致活動業務を追加する場合に おいて、市と事業者で協議して決定することを考えてい ます。	
31	実施方針	進出予定企業募集事業が不調となっ た場合の追加の措置	4	第1	1	(8)	②	エ	進出予定企業募集事業が不調となった場合の追加の措 置として、企業訪問の他に現時点でどのようなことを想 定されているかご教示を願います。	現時点での想定はありませんが、企業訪問の他、首都 圏での説明会、ダイレクトメールなどの方法が考えられ ます。企業誘致業務を追加する場合は、市と事業者で協 議のうえ、その内容を定めます。	
32	実施方針	関係機関への問い合わせ	4	第1	1	(8)	②	オ	事業者の選定における見積金額の算定において、「協 議・許認可」にて決定される施設規模などの確認のた め、「協議・許認可」に係る関係機関への事前相談等は行 ってよろしいでしょうか。	No90の質問・回答を参照ください。	
33	実施方針	その他一般的事項 協議・許認可の取得	4	第1	1	(8)	②	オ	a	「許認可の取得等については基本的には市が実施し、 事業者は協議用資料の作成を行う。」とありますが、橋 梁架け替え工のNEXCO等との協議では、詳細設計及び積 算用施工計画は別途（岡崎市の所掌）という認識ですが、 どのような資料作成を想定しているのかご教示くださ い。	主に施工計画及び規制計画等の中日本高速道路株式会 社との協議に必要な資料を作成していただくことを考え ています。
34	実施方針	協議・許認可の取得について	4	第1	1	(8)	②	オ	a	事業者の作成する許認可資料の不備に起因しない、貴 市の責により協議資料の修正が発生した場合は、設計変 更の対象と考えてよろしいでしょうか？	市の責めに帰す事由であると判断した場合、市が負担 しますが、微々の修正は依頼する場合がありますので御 承知ください。なお、微々の修正である場合は設計変更 の対象としません。
35	実施方針	協議・許認可の取得について	4	第1	1	(8)	②	オ	a	事業者の作成する許認可資料の不備に起因しない、許 認可取得の遅延により、工事着手に遅延が生じ事業者や 進出予定企業に損害が発生するリスクは市にご負担いた だくということでもよろしいでしょうか？	事業者の契約当事者は市ですので、市に対して責任を 負っていただくということに御留意ください。 許認可権者が不当に遅らせたと認められる場合には別 途協議をいたしますが、基本的には適切な期間を見込ん で計画をしてください。 なお、No18の質問・回答も参照ください。
36	実施方針	協議・許認可の取得 （公安協議）	5	第1	1	(8)	②	オ	a	公安協議の協議は済んでいると考えてよろしいでしょ うか。	公安協議については、現計画において今後協議を進め ていきます。
37	実施方針	協議・許認可の取得 （河川協議）	5	第1	1	(8)	②	オ	a	下流河川の安全率が1.0未満区間の改修計画は別途業 務でしょうか？ また、各調整池の放流河川・放流先との治水協議状況 についてご教示願います。	1ページの第1 1 (2) ②で示しているとおり、開発 区域外の流末水路等の整備も本業務に含まれておりま す。 また、治水協議では、河川に接続する流末の樋管は、 既存程度のものしか認められないとのことであるため、 留意してください。
38	実施方針	確定測量	5	第1	1	(8)	②	オ	b	確定測量は事業者が別途契約のうえ実施とあります。 事業者に測量業の登録がない場合、測量業の登録業者に 業務委託することでもよろしいでしょうか。また、確定測 量費用は本事業とは別に貴市が負担いただく理解でよろ しいでしょうか。	確定測量は、有資格者に委託していただいても構いま せん。 工事施工後の確定測量については、本業務に含めるこ とと修正しますので、その費用も見込んでください。 なお、工事前の外周測量及び道路用地等の整理につい ては、市が実施します。
39	実施方針	登記事務・確定測量	5	第1	1	(8)	②	オ	b	最終的な確定測量は、事業者が実施することを予定、 とありますが、P3の役割分担では市の役割となっていま す。どちらの役割に属するかご教示ください。	No38の回答を参照してください。役割分担についても 修正します。
40	実施方針	登記事務・確定測量	5	第1	1	(8)	②	オ	b	確定測量について事業者が実施する際に別途契約とあ るが、この場合の測量を実施する企業は協力会社でも問 題ないでしょうか？	協力企業でも可とします。
41	実施方針	事業スケジュール	6	第1	1	(9)				施設の引渡し時期は、確定なのでしょう。事業終了 時までに企業誘致が完了すれば、よいのでしょうか。	施設の引渡し時期は、令和7年3月末です。 なお、企業誘致の完了時期については、早期に完了す ることが望ましいと考えています。
42	実施方針	関連公共整備及び宅地造成業務の対 価について	6	第1	1	(9)	③	ア		当該費用は、いわゆる施設整備費と理解しております が、施設整備期間中は各年度末出来高の90%以内の中間 払い、竣工引き渡し後に残額を一括払いとし、割賦払 はないものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、対象は調査費、設計費、工事 費です。
43	実施方針	対価の支払時期につ いて (1)	6	第1	1	(9)	③	ア		公共整備・宅地造成に係る費用は「毎年度1回・・・ 支払い、」とありますが、具体的には1年のいつの時期 に支払われますか。	具体的な支払方法は、募集の公告時に示します。
44	実施方針	維持管理業務について	6	第1	1	(9)	③	イ		維持管理に係る費用については、3年間の割賦（3回払 い）となっておりますが、年度末での1回/年の支払いで しょうか。	年度末に確認をした後、適法な請求から30日以内を予 定しております。
45	実施方針	維持管理業務及び企業誘致支援業務 の対価について	6	第1	1	(9)	③	イ		当該費用は、「3年間の割賦（3回払）にて支払う」と されておりますが、各年度1回の均等かつ金利等は支 払わないものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
46	実施方針	対価の支払時期につ いて (2)	6	第1	1	(9)	③	イ		維持管理業務・企業誘致支援業務に係る費用は「3年 間の割賦」とありますが、具体的には1年のいつの時期 に支払われますか。	具体的な支払方法は、募集の公告時に示します。
47	実施方針	対価の支払時期につ いて (2)	6	第1	1	(9)	③	イ		企業誘致支援に関しては、早期に宅地が売れること も想定されますが、その際も企業誘致支援に係る費用は 3年間の割賦になるのでしょうか。最大で3年間の割賦と して、宅地売時に残金一括支払い等の手法を検討いた だけないでしょうか。	ホームページの運営も含まれており、原案のとおりで 考えています。
48	実施方針	事業期間 事業スケジュール	6	第1	1	(10) (11)				事業期間：令和10年3月末までの期間（7年3ヶ月）、 施設引渡し令和7年3月末については、事業者決定が予 定通り進んだことを前提としていると承知しております が、調査設計、施工期間での協議遅延や不測の事態が発 生した場合は、協議により変更しするとの認識でよろし いでしょうか？	遅延の事由によって、市又は事業者がそれぞれリス クを負担することで考えています。 詳細については、募集の公告時に示します。
49	実施方針	維持管理業務について	6	第1	1	(11)				区画の管理について、令和7年4月から令和10年3月末 となっておりますが、企業誘致が完了していない場合は延 長されるのでしょうか。	企業誘致支援業務期間の延長は考えていません。企業 誘致が完了していない場合は、市が引き継ぎます。
50	実施方針	事業スケジュール	6	第1	1	(11)				関連公共整備及び宅地造成業務の事業スケジュールが 令和2年12月～令和7年3月末となっておりますが、調査、 設計、施工で想定しているスケジュールの内訳をご教示 ください。	調査、設計、施工のそれぞれに要する期間は、事業者 が提案してください。なお、募集要項において基本工程 表を提示します。
51	実施方針	事業スケジュール	6	第1	1	(11)				令和7年3月末の施設の引渡しは、埋蔵文化財の発掘調 査が予定通り進捗し、かつ動植物重要種の確認により工 事の一部中止の発生がないことを条件と考えてよろしい でしょうか。	工事の中断等があった場合は、引渡し時期について協 議します。
52	実施方針	事業スケジュール	6	第1	1	(11)				令和7年3月末の施設の引渡しは、盛土の残留沈下量に 基準がないものとして引渡しすることが可能と考えてよ ろしいでしょうか。	残留沈下量については、圧密沈下と圧縮沈下が想定さ れますが、軟弱地盤対策により圧密沈下が発生しないと 想定しています。また、盛土による圧縮沈下を想定する 場合には、余盛りし完成時に計画地盤となるように施工 してください。その継続計測が必要な場合には、地盤に 関する重要事項説明を提示してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
53	実施方針	定量的な評価	8	第1	3	(3)			「定量的評価を行い、結果を公表する」とありますが、定量的に評価する項目には落札想定金額との比較評価も含まれ、その比較対象であるPFI方式で実施する場合の予定事業費が公表されると考えてよろしいでしょうか。	市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の具体的な根拠については民間事業者の募集において、正当な競争が限定される恐れがあるため公表しません。
54	実施方針	募集及び選定のスケジュール	9	第2	2				一次審査結果の通知から二次提案書の受付締切期間が1ヶ月弱であり、一次審査の通知を待たずに二次提案書を作成することとなります。ついては、二次提案書の提出期限は、一次審査結果通知から2ヶ月程度の期間をみていただきたくお願い申し上げます。	御意見として承ります。
55	実施方針	予定価格の公表	10	第2	3	(1)			予定価格は募集公告時点で公表されるのでしょうか。公表される場合、設計施工業務、維持管理業務、誘致支援業務ごとの公表となるのでしょうか。また、設計施工業務のうち施工のみを行う周辺アクセス道路等工事分についても別建てでの公表となるのでしょうか。	予定価格は募集の公告時に公表する予定です。内訳の公表については検討中です。詳細については、募集の公告時に示します。
56	実施方針	参加表明、一次提案	10	第2	3	(4)			6月に予定されている参加表明及び一次提案において参加フォーメーション(構成員および役割)を提示することになるのでしょうか。	御理解のとおりです。
57	実施方針	一次提案書	10	第2	3	(4)			土地利用概略レイアウト図とありますが、既存で検討されている計画図から変更することが前提となると理解してよろしいでしょうか。	既存の計画から変更の有無も含めて事業者が提案してください。ただし、実施方針「用語の定義」進出予定企業において、10ha以上を希望する立地企業を募集するため、既存計画から変更することが必要です。募集の公告時には明確に記載します。
58	実施方針	一次提案書の提出内容	10	第2	3	(4)			一次提案書の提出内容に「概算事業費」がありますが、概算事業費のうち、関連公共施設整備費は、ア.阿知和地区工業団地関連施設(調査・設計・施工)とイ.周辺アクセス道路等(北アクセス道路、東名高速道路跨道橋の施工業務のみ)があり、アについては事業者側の提案に基づく概算費を算出しますが、イについては各々積算資料の公開をしていただけるのでしょうか。	北アクセス道路及び東名高速道路跨道橋については、優先交渉権者の決定前には工事の価格を求めません。基本協定を締結した後に、国庫補助を踏まえた最適な契約方法を協議していきたいと考えております。積算資料は、保有する資料について、適切な時期に開示します。
59	実施方針	同上	10	第2	3	(4)			一次提案書の提出内容に「工程計画」がありますが、ア.阿知和地区工業団地関連施設(調査・設計・施工)とイ.周辺アクセス道路等(北アクセス道路、東名高速道路跨道橋の施工業務のみ)があり、アについては事業者側の提案に基づく工程を提示できますが、イについては市が協議している基本工程を公していただけるのでしょうか。	募集の公告時に、基本工程を示す予定です。
60	実施方針	一時提案書の概算事業費について	10	第2	3	(4)			一次提案書の「概算事業費」は、要求水準書(案)P.4に記載の業務ごとに算出するという理解でよろしいでしょうか。	概算事業費の記入様式は、募集の公告時に示します。
61	実施方針	一時提案書の設計レベルについて	10	第2	3	(4)			一次提案書は「概略設計レベル」とされており、国交省の「設計業務等共通仕様書」における「概略設計」の定めによるもの理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、一次提案書では概算事業費も求めます。
62	実施方針	概略設計レベル	10	第2	3	(4)			概略設計レベルと後述の基本設計レベルの差はどのようなものを想定されているかご教示願います。	概略設計についてはNo61の質問・回答を参照ください。基本設計については、土木設計業務共通仕様書(案)(国土交通省)で定義される「予備設計」と「概略設計」の中間的な位置付けで、平面図、標準横断、計画概要書及び提案事業費の作成を求めることを想定しています。
62-1	実施方針	資格審査	10	第2	3	(4)	⑤		審査の基準等は、どのようなものになるのでしょうか。選定スケジュールが短いため、事前に公表いただきたいです。	審査基準の詳細は、募集の公告時に示します。
63	実施方針	競争的官民対話の実施	10	第2	3	(5)			一次審査後に官民対話が行われますが、要求水準の相違により概算事業費が大きく異なった場合の措置は何かお考えでしょうか。	要求水準の変更は考えておりませんので、事業者の意図と相違した場合には、事業者側で判断してください。
64	実施方針	二次提案書の提出内容 施工業務に関する提案	11	第2	3	(6)			「地下リスク等を含む工事リスクへの対応策」とありますが、リスクに対する対応策の提案項目・内容のみを記載することでよろしいでしょうか。対策コストについては協議による変更対象として、提案事業費には盛り込まない(別途扱い)との認識でよろしいでしょうか。	リスク分担の考え方は、実施方針第3.2及びリスク分担表(案)をご確認ください。リスク対応策に関する費用は基本的に民間事業者が負い、合理的に想定できないものについては、市が負うことと考えています。よって、民間事業者が想定するリスクと対応策を記載していただき、対策コストが含まれているか、否か明確に説明してください。その内容を審査します。なお、土壌汚染に関しては、No63の質問・回答を参照してください。
65	実施方針	二次提案書の提出内容 施工業務に関する提案	11	第2	3	(6)			「設計業務を含まない・・・北アクセス道路及び東名高速道路跨道橋に係るコスト削減等の方策」とありますが、基本的には設計通りの施工が求められる中で、VE提案等によるコスト削減提案項目・内容のみを記載することでのよろしいでしょうか。協議による変更対象として、提案事業費には盛り込まない(別途扱い)との認識でよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。提案書は、コスト削減に関しての妥当性・実現性の評価を行うことで考えています。なお、提案事業費については、No58の質問・回答を参照してください。
66	実施方針	提案審査等の流れ 一次審査 (予定価格)	13	第2	3				一次審査の予定価格はいつ公表される予定でしょうか。	募集の公告時に公表します。
67	実施方針	一次提案の評価	13						一次提案での参加者絞り込み選定においては何を評価対象とされるのでしょうか。参加フォーメーション(構成員および役割)、概算コスト、概略プラン、工程計画等を優劣比較し評価することになるのでしょうか。	御理解のとおりです。詳細については、募集の公告時に示します。
68	実施方針	SPCの設立	14	第2	4	(3)			SPCを設立しないにより、事業者選定の評価に差が出ることはありませんでしょうか。	SPCの設立の有無によって評価の差異を設けることは考えていません。
69	実施方針	SPC設立について	14	第2	4	(3)			14ページ下部の【SPCを設立しない場合】の表の中に協力企業の記載が無いですが、設計、施工、企業誘致支援等に係る企業はすべて構成員としなければならないのでしょうか。	【SPCを設立しない場合】すべて構成員とする必要はありません。
70	実施方針	【SPCを設立しない場合】の事業への 参画体制	14	第2	4	(3)			複数の企業で応募し「SPCを設立しない」場合の契約スキームは、代表企業が本事業全体の契約者として市と契約し、各業務を担う企業に再委託するスキームになるのでしょうか。それとも、代表企業と構成企業が共同体を組成し市と契約するスキームとなるのでしょうか。ご教示ください。	御質問における後段の契約方式で考えています。
71	実施方針	特別目的会社(SPC)設立について	14	第2	4	(3)	①		「構成員のSPCに対する出資比率は全体の50%を超えること」とありますが、構成員ではなく代表企業の要件ではありませんか。	構成員の合計の出資比率が50%以上としてください。
72	実施方針	協力企業	15	第2	4	(4)			SPCの協力企業または、JVから直接業務を請負う予定の企業は、当該応募者が優先交渉権者に非選定となった場合、選定された他の応募者から業務を請負うことは可能でしょうか。	非特定となった応募者が特定された応募者から業務を請負うことは妨げません。
73	実施方針	応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	16	第2	4	(6)			参加資格要件を満たすものが、代表企業・構成企業・協力企業以外の構成員であることは可能でしょうか。(例えば構成企業の発注先が参加し下記要件を満たす等)	構成員が、参加資格要件を満足していることを求めます。
74	実施方針	設計業務の管理技術者	16	第2	4	(6)	①	c	「都市計画法第31条に規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者」の配置が必要とありますが、弊社名古屋支店に非常駐の有資格者を管理技術者として配置することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	直接的かつ恒常的な雇用関係であることを求めます。実施方針を修正します。
75	実施方針	宅地造成施設及び場内道路の設計を担当する者の要件	16	第2	4	(6)	①	ア b	「過去10年以内～」とありますが、民間工事も該当すると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
76	実施方針	応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	16	第2	4	(6)	①～④	「業務を実施する者」と「設計または工事を担当する者」は立場上の区別があるのでしょうか。	「設計業務のうち、宅地造成施設及び場内道路の設計を担当する者」等と御理解ください。	
77	実施方針	応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件	16	第2	4	(6)	①	b	業務の受注実績とは、自社開発案件による業務実績も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	問題ありません。
78	実施方針	設計業務の実績	16	第2	4	(6)	①	b	設計業務の実績としては民間が発注者の設計業務も対象となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
79	実施方針	設計業務を実施する者の要件	16	第2	4	(6)	①	b	実績要件として詳細設計業務（開発許可申請書類作成を含むものに限る）とありますが、これは1業務の中で両方実施されていなければならないのでしょうか？設計業務と開発申請図書作成と1事業で別途契約されている場合は実績としてみなされないのでしょうか？	それぞれで資格要件を満たすことが証明できれば問題ありません。
80	実施方針	設計業務の管理技術者	16	第2	4	(6)	①	c	都市計画法第31条の規定する国土交通省令で定める資格を有する管理技術者の配置が必要とありますが、当社の場合、開発行為に関する設計業務の設計者は上記資格を有する土木技術部長となりますが、管理技術者としての配置は問題ないと理解してよろしいでしょうか。	資格要件を満足していれば問題ありません。
81	実施方針	設計業務の管理技術者の特定時期	16	第2	4	(6)	①	c	設計業務の管理技術者の特定が必要となる時期をご教示ください。一次提案提出時点でしょうか、二次提案提出時点でしょうか、あるいは優先交渉者となった時点でしょうか。	参加表明書及び一次提案書の提出時において、配置予定管理技術者を定めていただく予定です。
82	実施方針	施工業務の資格要件	17	第2	4	(6)	②		SPCを設立せずに、施工業務を複数の構成員で行う場合、共同施工方式のJV(甲型JV)とする場合は、全構成員が橋梁工事、水道施設工事の資格要件を満たすことが必要でしょうか。橋梁工事、水道工事の資格要件を満たさない構成員がいる場合は、橋梁工事、水道工事を有資格の構成員に任せる分担施工方式のJV(乙型JV)としなければならないのでしょうか。	甲型・乙型に関わらず、構成員のいずれかが資格要件を満たしていれば可とします。なお、水道施設の工事に関しては、構成員の参加資格要件としていません。また、市は甲型・乙型の区別を指定しません。事業者が自主的に決定してください。
83	実施方針	業務責任者の配置	17	第2	4	(6)	③	イ	当該業務責任者の配置は、専任かつ常駐でなくてもよろしいでしょうか。	専任及び常駐は求めません。
84	実施方針	地元企業への配慮	17	第2	4	(9)			「SPCを設立しない場合」にて、グループには参画しない市内企業（下請会社）についても、「地元企業への配慮」の対象になると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
85	実施方針	地元企業への配慮	18	第2	4	(9)			地元企業とは、建設業に限らず主たる営業所の所在地が岡崎市内にある企業すべてと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
86	実施方針	地元企業への配慮	18	第2	4	(9)			本市内業者の活用が推奨されますが、市内業者の参画の度合い(SPC出資者としての参画、協力企業、あるいはJVの構成員としての参画、下請けとしての参画)によって評価に差がつくことになるのでしょうか。	市内業者の活用については、評価対象とする予定です。詳細については募集の公告時に示します。
87	実施方針	瑕疵担保期間	19	第3	2	(2)			瑕疵担保期間はどのように設定されるのでしょうか。「関連公共整備及び宅地造成業務」と「維持管理業務」それぞれに設定されるのでしょうか。	「関連公共整備及び宅地造成業務」において瑕疵担保を定める予定です。詳細は募集の公告時に示します。
88	実施方針	維持管理業務について	19	第3	2	(2)			リスク分担表の維持管理段階で、集中豪雨・大地震等の災害において、リスク分担はどのようにお考えでしょうか。	不可抗力リスクの費用負担の詳細については、募集の公告時に示します。
89	実施方針	セルフモニタリング	21	第3	5	(1)			複数の構成員で本事業を実施する場合、セルフモニタリングは設計業務を担当する者あるいは施工業務を担当する者が実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が連帯して、モニタリングを実施してください。
90	実施方針	関係機関への確認相談	22	第4	1	(3)			提案書作成段階において、開発に係る法規制状況の確認のために関係機関に本件の案件名を提示して相談をすることは可能でしょうか。	事業者の責任において実施していただいて構いません。なお、協議の際に、要求水準書（案）等との齟齬が生じた際は市へご連絡下さい。市において対応を検討のうえ、回答します。
91	実施方針	土地利用規制	21	第4	1	(3)			土地利用規制の表中記載・都市計画法の中で市街化区域へ編入し地区計画を決定とありますが、決定される時期及び地区計画における規制・制限事項の想定があればお教えください。	令和3年3月末の編入を目指して、基本計画の内容で、関係省庁及び関係機関と下協議を実施しているところです。全ての調整を了でき次第、説明会を開催しますので、その際に時期を明らかにいたします。地区計画の内容については、検討中です。
92	実施方針	都市計画法	21	第4	1	(3)			市街化編入の目処、スケジュールが決まっていればご教示ください。	No91の質問・回答を参照してください。
93	実施方針	土地利用規制（都市計画法）	21	第4	1	(3)			市街化編入手続きの進捗状況および編入時期等についてご教示願います。	No91の質問・回答を参照してください。
94	実施方針	土地利用規制（都市計画法）	21	第4	1	(3)			市街化編入、地区計画と本事業との大まかな工程をご教示願います。	No91の質問・回答を参照してください。
95	実施方針	農業振興地域	21	第4	1	(3)			農業振興地域解除の目処、スケジュールが決まっていればご教示ください。	農業振興地域の解除については、市街化区域への編入とほぼ同時期を想定しております。No91の回答も参照してください。
96	実施方針	土地利用規制（都市計画法）	21	第4	1	(3)			工業団地内の公共施設の変更を提案した場合、区域区分の認可の遅延に影響しないでしょうか。またその場合の都市計画変更資料の作成は事業者が行う（手伝う）必要がありますでしょうか。	工業団地の開発区域と市街化編入する区域は同一と考えており、地区計画に地区施設を位置付けることは考えておりませんので、公共施設の変更を提案していただいた場合でも、影響はないものと考えます。
97	実施方針	土地利用規制（森林法）	21	第4	1	(3)			保安林の位置についてご教示願います。	貸与資料等より確認してください。
98	実施方針	本事業に関連する資料等	22	第4	2	(1)			CADデータ（測量等）の提供は可能でしょうか。	追加の貸与データについては、要望をいただいたものについて提供する場合は、準備が整い次第、ホームページにてお知らせします。
99	実施方針	実施方針 市が実施する予定の設計等について	22	第4	2	(1)			詳細設計（北アクセス道路、東名高速道路跨道橋、スマートIC 予定地）の設計は市で実施するが、左記以外の詳細設計を実施するに当り受領成果の見直しに対するVE 提案が発生した場合この提案はどのように反映されるのでしょうか。	二次提案書において、当該設計に関するコスト縮減の方策を提案していただき、その提案に基づき、事業契約に反映させ（場合によっては変更契約をし）ていきます。事業契約については、No58の質問・回答を参照してください。
100	実施方針	土地の取得等	24	第4	3				事業用地は～ とありますが、すべての用地を令和元年度中に取得可能予定と捉えてよろしいでしょうか。万が一、取得不可能な用地があった場合のお考えをご教示ください。	工業団地の区域内の用地は、既に契約が済んでおります。なお、その他の用地につきましては、設計が進み、区域が確定し次第、用地を取得してまいります。
101	実施方針	住民対応リスク	28	添付資料1					工業団地の整備そのものに対する住民の反対運動等の動きがあればご教示ください。	現時点では、ありません。No100、No416の質問・回答を参照してください。
102	実施方針	リスク分担表（案）	28	添付資料1					番号8「上記以外の法令の変更」とありますが、どういった法令を想定されておりますでしょうか。	本事業に直接かわからない法制度は、数多くあり、それを列記するのは困難です。
103	実施方針	許認可リスクにおける事業者の作成する資料の不備	29	添付資料1					「事業者の作成する資料に不備があった場合」における不備には、許認可者との事前の問い合わせで指摘等がなかったことは含まれないとしてよろしいでしょうか。	許認可者からの指摘の有無にかかわらず、事業者の作成する資料に不備があった場合は、事業者の責任です。
104	実施方針	リスク分担	29	添付資料1					許認可リスクにおいて、市に対して必要な支援を怠った場合とありますが、どのような場合を想定されておりますでしょうか。	協議資料の作成等の支援を怠った場合を想定しています。
105	実施方針	地下リスク	29	添付資料1					添付資料1リスク分担表（案）に土壌汚染に関する記載がないと思われます。対象地にて土壌汚染が判明した場合、調査費・処理費用等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
106	実施方針	工事監理について	29	添付資料1					添付資料1リスク分担表（案）の工事段階に工事監理リスクは事業者との記載がありますが、要求水準書には工事監理業務の記載がありません。工事監理業務の内容をご教示ください。	ここでの工事監理は、事業監理者による監理とお考え下さい。詳細は、要求水準書の第11 本事業を確実に遂行する事業者の体制を御確認ください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
107	実施方針	実施方針 地下リスクについて	29	添付資料1					実施方針「添付資料1」リスク分担保表(案)-地下リスク(35)」は要求水準書(案)で受領した地質調査結果と、事業締結後に事業者が実施した地質調査結果で異なった地質想定がなされた場合は「合理的に想定できない地質障害」とし※7に示されている設計変更がなされると判断してよろしいでしょうか。	大きく異なった場合については、御理解のとおりです。ただし、二次提案において「設計変更に係る手順の確認」を求めていますので御留意ください。	
108	実施方針	実施方針 リスク分担保表 地下リスク	29	添付資料1					地下リスクについて、土壌汚染物質等にも適用されま	御理解のとおりです。	
109	実施方針	設計変更による追加費用の負担について	30	添付資料1					「市の事由による設計変更には、進出予定企業の事由による設計変更を含む」とされており、後者の場合の追加費用についても、市が直接事業者にお支払いいただくとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、No114、116の質問・回答を参照してください。進出予定企業から時期に遅れて要望があり、手戻り及び費用が発生することとなった場合には、市は、進出予定企業に設計変更費用を請求しますので、当該費用が御質問の追加費用に該当します。	
110	実施方針	設計変更リスクに付随する工程遅延	30	添付資料1					進出予定企業の事由による設計変更リスクには、許認可の取得等に掛かる期間の長期化による工程遅延も含まれると考えてよろしいでしょうか。	本リスクは、既に工事が始まっているにもかかわらず、進出予定企業の事由により、変更申請が必要な場合を想定していますので、御理解のとおりです。No109の質問・回答も参照してください。	
111	実施方針	許認可等に関する行政ヒアリング							行政(市・県等)へのヒアリングはどの時点から行うことが可能でしょうか、ご教示願います。	提案書作成段階から事業者の責任において、実施していただいております。なお、No90の質問・回答も参照してください。	
112	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	近隣の造成協力地	1	第1	1	(2)	②		造成にあたっては、近隣の造成協力地を活用すると思いますが、具体的に想定されている活用方法はごさいますでしょうか。ご教示ください。	造成協力地の土砂を工業団地の盛土として活用してください。	
113	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	事業スキーム (進出予定企業の意見)	2	第1	1	(6)			「・・・、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。」と記載されていますが、進出予定企業の意見は、貴市より設計業務開始前までに頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	進出予定企業は、設計業務着手前までに決定する予定ですが、進出予定企業の意見は、業務を進める中で全体会議等を通じて、事業者が確認してください。	
114	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	事業スキーム (進出予定企業の意見)	2	第1	1	(6)			「・・・、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。」と記載されていますが、進出予定企業の意見が事業者の提出した基本コンセプトから大幅に変更になる場合は、設計変更の対象になると理解してよろしいでしょうか。	進出予定企業と関係者会議を踏まえながら詳細な設計を行い、開発協議にかかる資料を作成しますので、事業者が二次提案で示した計画案から変更した場合においても設計変更の対象にはなりません。	
115	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	事業スキーム (進出予定企業の意見が変更になった場合の対応)	2	第1	1	(6)			「・・・、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。」と記載されていますが、進出予定企業の意見を踏まえ設計を行った後、当該企業の意見が変更となった場合の対応(設計変更対応等)について、ご教示願います。	No109の質問・回答を参照してください。	
116	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	市及び進出予定企業との調整方法 (関係者会議の実施等)	2	第1	1	(7)			関係者会議を進めていく途中で、進出予定企業の意向等が変わり、金額変更(増額)を伴う設計変更が生じた場合、増額分の費用負担について、ご教示願います。	御質問の場合における増額分又は減額分の費用については、市と協議し、合理的な範囲で判断します。ただし、設計期間中における設計費は、原則として、費用の増減を行いません。	
117	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との設計・施工に関する協力協定」	2	第1	1	(6)			「進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、・・・」とありますが、協定書案は貴市にて作成していただけるという認識でよろしいでしょうか。またその場合、協定書案はいつご提示いただけますでしょうか。ご教示ください。	市が参考として協力協定の案を作成しますので、事業者と進出予定企業との間で詳細を協議してください。協力協定(案)は募集の公告時に示します。	
118	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との設計・施工に関する協力協定」	2	第1	1	(6)			上記協力協定書には、貴市も押印されるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	協力協定書は、事業者と進出予定企業で締結していただくものと考えておりますが、市が入ることを双方が希望する場合には、協議により判断いたします。	
119	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との守秘義務協定」	2	第1	1	(6)			図の中の事業者一進出予定企業間で締結するとなっている守秘義務協定について、協定書案は貴市にて作成していただけるという認識でよろしいでしょうか。またその場合、協定書案はいつご提示いただけますでしょうか。ご教示ください。	市が参考として守秘義務協定の案を作成しますので、事業者と進出予定企業との間で詳細を協議してください。守秘義務協定(案)は募集の公告時に示します。	
120	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との守秘義務協定」	2	第1	1	(6)			上記守秘義務協定については、誰が誰に対し何の守秘義務を負うことを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	事業者が進出予定企業に対し、事業の実施上、知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく他に漏洩し、又は開示してはならない義務を負っていただくことを考えています。	
121	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との守秘義務協定」	2	第1	1	(6)			上記守秘義務協定書には、貴市も押印されるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No118の回答を参照してください。	
122	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「進出予定企業との守秘義務協定」	2	第1	1	(6)			貴市も守秘義務を負われる場合、当該守秘義務協定に含まれる内容は、全て貴市の情報公開条例対象外という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No118の回答を参照してください。市が扱う公文書は、全て、岡崎市情報公開条例の対象となります。実際に開示されるかどうかは、非開示事由に該当するかどうかで判断されます。	
123	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「設計・施工アドバイザー」	2	第1	1	(6)			図の中の「進出予定企業」欄に「設計・施工アドバイザー」とありますが、どのような立場の方が担当されま	設計・施工アドバイザーは、進出予定企業を想定しています。関係者会議に出席いただくのは、進出予定企業又は進出予定企業が指定する者で、購入する宅地についての要望を伝えられる者になります。	
124	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	「大規模宅地盤想定」(10ha)	2	第1	1	(6)			図の中の「進出予定企業」欄に「大規模宅地盤想定(10ha)」と記載がありますが、事業者としては「大規模宅地盤想定(10ha)の進出予定企業」のみと協力協定および守秘義務協定を締結するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。	
125	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	事業スキーム	2	第1	1	(6)			事業スキームには「工事監理」の記載がございませんが、工事監理も事業者が行うという認識でよろしいでしょうか。またその場合、設計業務を行う者が工事監理を行う者を兼ねてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	No106の質問・回答を参照してください。	
126	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	本事業における役割分担 (その他調査(測量・地質等))	3	第1	1	(8)	①	—	*2	「必要に応じ、事業者が追加の調査を行う。」と記載されていますが、事業者が提示する調査内容(項目、数量)について、貴市のご承認を頂けると理解して宜しいでしょうか。	本事業に必要な調査は、事業者の責任及び負担で実施してください。
127	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	本事業における役割分担 (環境影響調査(工事中))	3	第1	1	(8)	①	—	*3	「大気汚染、水質汚染、騒音及び振動に関する調査は事業者が、猛禽類及び水文調査は市が、それぞれ行う。」と記載されていますが、事業者が提示する調査内容(項目、数量)について、貴市のご承認を頂けると理解して宜しいでしょうか。	本事業に必要な調査は、事業者の責任及び負担で実施してください。
128	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関係者会議	3	第1	1	(7)			関係者会議において、事業者と進出予定企業の意向の調整は貴市が行っていただくという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	進出予定企業との調整は市が行いますが、具体的な内容は、事業者が主体的に実施してください。	
129	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関係者会議	3	第1	1	(7)			(優先交渉権者決定後に)進出予定企業の意向により設計・施工費用等が増額した場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、その場合の費用は契約者である貴市からいただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	設計期間中においては、設計業務の変更はありません。後段の御質問については、No109の質問・回答を参照してください。	
130	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関係者会議	3	第1	1	(7)			「関係者会議」には10ha以上の区画を希望する「進出予定企業」(用語の定義より)のみ参加し、それ以外の立地予定企業は参加しないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	少なくとも当初は、進出予定企業のみを参加を予定しております。その他の立地予定企業は、後日募集を行います。	
131	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関係者会議	3	第1	1	(7)			関係者会議における進出予定企業の意向を確認、検討を行うために多大な労力と費用を要する場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、その場合の費用は契約者である貴市からいただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問における進出予定企業の意向を確認し、検討を行うことは設計業務の範囲であり、設計変更の対象ではありません。	

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
132	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	土壌汚染調査	3	第1	1	(8)	①			土壌汚染調査は、その他調査（測量・地質等）に含まれていますでしょうか。 また、含まれていない場合は、本事業における調査の可否と役割分担についてご教示ください。	市において、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施しており、土壌汚染のおそれはないものと想定していません。そのため、追加調査は不要と考えております。ただし、調査が必要となった場合は、当該費用について別途、市が負担します。
133	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	役割分担	4	第1	1	(8)	②	イ		【調査、設計、施工業務の主な内容】に記載されている業務は、第1.1.(2)①アも含むという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
134	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	宅地造成業務	4	第1	1	(8)	②	イ		宅地造成業務は、1(2)②に示す宅地造成施設の整備に関する調査、設計及び施工の各業務とありますが、スマートICの粗造成や近隣の造成協力地の調査・設計も含まれるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	スマートICの粗造成については、御理解のとおりです。 近隣の造成協力地の調査・設計は、市が実施します。
135	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	－	「・・・、分譲中の区画（・・・）、道路、排水路、法面及び調整池等の維持管理を・・・」と記載がありますが、貴市より「等」に含まれる具体的な維持管理業務（項目・数量）について、ご提示頂けると理解して宜しいでしょうか。	「等」には、例えば「調整池」ですと立ち入り防止に関する施設、管理用道路、「仮設防災工」においては造成敷地内に在する防災小堤、仮設砂池等がありますが、事業者の設計内容により対象物が変わってくると考えられるため「等」としては、市から具体的な数量をお示しすることはありません。
136	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	－	「・・・、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引渡し未了のものを含む。）、・・・」と記載されていますが、市からの引渡し状況に応じて、維持管理業務内容（項目、数量）が変更になる（維持管理業務対価が変更になる）と理解して宜しいでしょうか。	No25の質問・回答を参照してください。
137	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	－	「・・・、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引渡し未了のものを含む。）、・・・」と記載されていますが、市からの引渡し状況に応じて、維持管理業務内容（項目、数量）が変更になる場合、貴市より変更後の維持管理業務内容（項目、数量）について、ご提示頂けると理解して宜しいでしょうか。	No25の質問・回答を参照してください。
138	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	－	企業誘致が維持管理業務期間内に完了（引渡し完了）した場合、その時点で維持管理業務は終了すると理解して宜しいでしょうか。	分譲地以外の道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を実施してください。
139	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ	－	企業誘致が維持管理業務期間内に完了（引渡し完了）に伴い、その時点で維持管理業務は終了とした場合、維持管理業務対価の清算方法について、ご教示願います。	No25及びNo138の質問・回答を参照してください。
140	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務 （企業訪問等を含めた企業誘致活動）	4	第1	1	(8)	②	エ	－	「なお、進出予定企業の募集事業が不調となった場合には、・・・、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。」と記載されていますが、具体的な内容（項目・数量）について、いつ頃、ご提示頂けるかご教示願います。	No31の質問・回答を参照してください。
141	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務 （企業訪問等を含めた企業誘致活動）	4	第1	1	(8)	②	エ	－	「・・・、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。」と記載されていますが、この業務の対価は、企業誘致結果に連動するか、ご教示願います。	No29の質問・回答を参照してください。
142	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務 （進出予定企業事業の募集事業）	4	第1	1	(8)	②	エ	－	貴市が別途公募する「進出予定企業募集事業」のスケジュール（公募開始から進出予定企業決定まで）をご提示願います。	No6の質問・回答における後段の回答を参照してください。
143	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務 （進出予定企業誘致に関する責任）	4	第1	1	(8)	②	エ	－	「企業誘致支援業務」については、主にサポート業務が主体と理解しております。進出予定企業の誘致に対する責任は、貴市（事業者にはない）と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
144	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ		維持管理業務の対象として、分譲中の区画、道路、排水路、法面、調整池等とありますが、「等」には何を含まれますでしょうか。 例えば、水道施設や周辺アクセス道路（北アクセス道路、東名高速道路踏切道橋）、粗造成を行ったスマートIC、開発区域外の流末水路も維持管理業務の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	前段の御質問については、No135の質問・回答を参照してください。 後段の御質問については、No24の質問・回答を参照してください。なお、開発区域外の流末水路は維持管理業務の対象となります。
145	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務	4	第1	1	(8)	②	ウ		維持管理期間は3年間とありますが、貴市による土地の売却が完了していない場合は、事業者から貴市への引き渡しから3年間が経過した時点で事業者による維持管理業務は終了し、以降の維持管理は貴市にて実施されるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
146	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務	4	第1	1	(8)	②	エ		貴市が公募される進出予定企業募集事業が不調となった場合に、企業誘致活動業務を別途追加するとされていますが、「不調」とは「いつの時点」において、「どのような状況」になった場合を定義されておりますでしょうか。ご教示ください。	事業契約締結までに、進出予定企業の選定がされなかった場合を考えています。
147	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務	4	第1	1	(8)	②	エ		貴市の公募が不調となり、企業誘致活動を行う業務が追加された場合であっても、事業者は企業誘致に係るリスクを負わないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No29の質問・回答を参照してください。
148	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務	4	第1	1	(8)	②	エ		貴市の公募が不調となった場合の追加業務は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか？また、費用について協議が整わない場合は、辞退することも可能でしょうか。ご教示ください。	基本には御理解のとおりですが、事業を円滑に進めるために必要な業務であることを御理解いただき、辞退を前提とした対応等は御遠慮願います。
149	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	協議・許認可の業務内容	4	第1	1	(8)	②	オ	a	「許認可の取得等は、基本的に市が行い、事業者は許認可の取得に係る協議用資料の作成を行う。」と記載されていますので、協議も貴市が行い、事業者はあくまでも協議用資料の作成のみという認識でよろしいでしょうか。またその場合、申請資料の作成および申請にかかる収入印紙代等の費用は貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、申請資料の作成費は事業者に含まれますが、開発申請の手数料の費用は市が負担します。
150	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	役割分担	5	第1	1	(8)	②	オ	a	末尾記載の「その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得」とはどのような内容を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	本事業を行ううえで必要な一切の協議及び許認可の取得であるとお考えください。
151	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	登記事務・確定測量	5	第1	1	(8)	②	オ	b	「最終的な確定測量」については別途契約とありますが、金額等で貴市との協議が整わない場合は辞退することも可能でしょうか。ご教示ください。	No38の質問・回答を参照してください。
152	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	出来高払い	6	第1	1	(9)	③	ア		「当該年度までの出来高の10分の9以内の額」とありますが、詳細な出来高査定は作成側、査定側ともかなりの労力がかかります。便宜的に簡易な方法の導入をご検討いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	検討は致しますが、あくまでも出来高が基準であることに御留意ください。
153	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	ア		「・・・、残額は本施設の引渡し後に支払う。」と記載されていますが、「引渡し後」とは、引渡し日の何日後になるか、ご教示願います。	引渡し後、事業者の請求があった日から30日以内に御支払いすることを考えています。詳細は募集の公告時に示します。
154	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	ア		「・・・、残額は本施設の引き渡し後に支払う。」と記載されていますが、残額は引渡し後一括支払いと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
155	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	ア		「・・・残額は本施設の引渡し後に支払う。」とありますが、引渡し後とは少なくとも1ヶ月以内のことを指しているという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No153の質問・回答を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
156	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	ア	当該業務に係る費用は、調査・設計・施工業務で構成されるとは考えられますが、工事着手時点で調査・設計業務は完了していることから、施工が完了するまで調査・設計に係る残額10%を保留されますと、調査・設計を担当する構成員にとって大変厳しい支払い条件となります。調査・設計業務に係る費用については、業務完了時点で出来高の100%をお支払いいただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	原案のとおりで考えています。
157	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務	6	第1	1	(9)	③	イ	事業終了予定の令和10年3月末までにすべての土地の購入希望者が現れても、契約終了等、契約変更は無いという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の場合における契約変更は考えていません。
158	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	イ	企業誘致支援業務に係る対価について、本施設の引渡しまでに実施・検収された業務（役務提供）については、引渡し後3年間の割賦払いが行われるまで支払が留保されると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。本施設の引渡し年度の翌年度以降、事業期間にわたり、年1回、全3回の支払とし、原則として各回同額を支払うことで考えています。
159	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	イ	企業誘致支援業務に係る対価について、本施設の引渡し前に分譲地が完売となり終了した場合でも、引渡し後3年間の割賦払いとなると理解して宜しいでしょうか。	No158の質問・回答を参照してください。
160	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	イ	「・・・、本施設の引渡し後、3年間の割賦（3回払い）にて支払う。」と記載されていますが、3回均等払いと理解して宜しいでしょうか。	No158の質問・回答を参照してください。
161	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	維持管理業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	イ	維持管理業務の対価は、引き渡し後、3年間の割賦となっておりますが、各年度に実施された業務に応じて、各年度末に支払われるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No158の質問・回答を参照してください。
162	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	企業誘致支援業務に係る対価	6	第1	1	(9)	③	イ	企業誘致支援業務の対価は、引渡し後、3年間の割賦となっておりますが、業務が開始される令和2年12月から引渡しまでに生じた費用の支払われ方をご教示いただけますでしょうか。	No158の質問・回答を参照してください。
163	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	選定スケジュール (基本協定の締結)	9	第2	2				「募集及び選定のスケジュール」において、⑩基本協定の締結がありますが、SPCを設立しない場合は、当該協定は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	SPCの設立の有無に関わらず、基本協定を締結することで考えています。
164	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	募集及び選定のスケジュール (一次提案書の受付・締切り)	9	第2	2				一次提案書は、「令和2年6月上旬～6月下旬」と記載されていますが、6月上旬～6月下旬は提出期間を示しており、提出締切りは6月下旬と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、募集の詳細については、募集の公告時に示します。
165	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	募集及び選定のスケジュール (二次提案書の受付・締切り)	9	第2	2				二次提案書は、「令和2年8月上旬～9月上旬」と記載されていますが、8月上旬～9月上旬は提出期間を示しており、提出締切りは9月上旬と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、募集の詳細については、募集の公告時に示します。
166	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	選定スケジュール (全体)	9	第2	2				令和2年4月中旬の募集の公告後、令和2年6月上旬～下旬の一次提案書提出までの期間が短く、この期間内で、設計・数量算出・金額算出の作業を行うことは非常に困難と考えます。一次提案書提出までの期間について、再検討いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	御意見として承ります。
167	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	選定スケジュール (現地調査)	9	第2	2				一次提案書提出時に概算工事費を算出するにあたって、現地調査に入れる時期はいつとお考えでしょうか。ご教示ください。	発掘調査及び防災工事並びにこれらに必要な樹木の伐採が始まりますので、現地調査が必要な場合には、希望する場所を含めて御相談ください。
168	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	概算費用	10	第2	3	(4)			一次提案書提出時には概算事業費を求められており、精度の高い算定のためには第4.2.(1)貸与資料一覧のうちNo10～12も必要と考えますが、いつもの貸与を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	募集の公告に合わせて、貸与を開始する予定です。なお、No11の業務の名称は「市道岡崎阿知和スマートインター線地質調査業務」、No12の業務の名称は「阿知和地区工業団地整備に伴う都市計画協議資料作成業務」ですので、実施方針を修正します。
169	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	概算事業費	10	第2	3	(4)			一次審査項目の中に概算事業費があり、P13【提案審査等の流れ】の中では「予定価格と比べて経済的になっているか」が評価対象となっております。令和2年4月中旬の募集の公告後、令和2年6月上旬～下旬の一次提案書提出までの期間が短く、この期間内で、設計・数量算出・金額算出の作業を行うことは非常に困難です。無責任に低廉な概算事業費をお示しすることはできないと思料いたしますが、経済性の評価については、金額の多寡ではないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	審査基準の詳細は、募集の公告時に示します。
170	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	施工業務に係る提案の内、地下リスク	11	第2	3	(6)			ここで言う地下リスクとは、開示された資料に基づき想定されるものという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。ただし、工事を実施する上で協議・許認可に必要な調査は事業者が負担してください。
171	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	二次提案書のうち、施工業務に係る提案について	11	第2	3	(6)			二次提案書提出時点では、貴市が別途実施される北アクセス道路・東名高速道路跨道橋に関する詳細設計業務は完了していないと思料いたします。そのような状態で、当該箇所に係るコスト削減等の方策について提案することは困難と考えますが、どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	コスト削減のための手法や考え方を求め、その内容について評価する予定です。その手法や考え方に基づき追加又は変更をする予定です。
172	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	施工業務に係る提案の内、関連公共整備業務について	11	第2	3	(6)			東名高速道路跨道橋に係る工事については、中日本高速道路株式会社で行う他の保全工事に倣い、供用線に対する誘導業務は中日本高速道路株式会社でご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	今後、中日本高速道路株式会社と協議を行い、決定しますが、本事業において行うものとお考えください。
173	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	要求水準チェックシートについて	11	第2	3	(6)			当該チェックシートは貴市にて作成していただけるという認識でよろしいでしょうか。またその時期は、募集要項及び審査基準書等と同時にという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段の御質問におけるチェックシートの様式は、市が作成しますが、チェック自体は事業者で行ってください。後段の御質問の公表の時期については、募集要項及び審査基準書等の公表とほぼ同時期に提示する予定で考えています。
174	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	提案審査等の流れ (一次審査通過者)	13	第2	3				【提案審査等の流れ】において、資格審査及び一次審査で失格とならなければ、一次審査通過者に選ばれると理解して宜しいでしょうか。	失格要件に該当しないほか、一次提案書の内容について審査し、上位3～5者を一次審査通過者として選定する予定です。
175	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	提案審査等の流れ (一次審査：概算事業費)	13	第2	3				【提案審査等の流れ】において、一次審査で「概算事業費が予定価格を下回っている。」と記載されていますが、予定価格は公表されると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
176	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	提案審査等の流れ (一次審査：概算事業費)	13	第2	3				【提案審査等の流れ】において、一次審査の概算事業費は、各業務の金額を提示すると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。募集の公告時に記入様式を示します。
177	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	予定価格について	13	第2	3				【提案審査等の流れ】に記載の「予定価格」は、一次審査の前には公表されているという認識でよろしいでしょうか。またその時期は、募集要項及び審査基準書等と同時にという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
178	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	代表企業の選定	14	第2	4	(2)			「代表企業は、本事業への応募手続きや、(中略)市との調整・協議等における窓口役を担う」と定義されておりますが、代表企業の役割は、あくまでも貴市と応募者との間の窓口役に過ぎないことから、事業者の一員としての責任は当然のこととして負うものの、代表企業であることを理由とする特別な責任を負うことはないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本文ではあくまで応募時の代表企業の役割を定めています。応募以外に係る代表企業の役割は、募集の公告時に示します。
179	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社（SPC）設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)			【SPCを組成しない場合】、代表企業または構成企業が業務の一部を他の企業に委託又は請負わせることは可能でしょうか。	基本的御理解のとおりですが、市の承諾を必要とする予定です。

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
180	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPC設立の有無による地元企業への配慮に関する評価の差異について	14	第2	4	(3)				SPCを設立した場合、地元金融機関を使うことによる地元企業への配慮に関する評価を受けられる可能性が異なります。一方で、SPCを設立しない場合でも、貴市は地方債の発行などで地元金融機関をご利用されるのではないかと拝察いたしますので、SPC設立の有無に関しては、いずれの場合でも地元金融機関にとって違いはないと思料いたします。よって、SPC設立の有無による地元企業への配慮に関する評価については、差異が生ずることはないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の意図が分かりかねますが、あくまでも事業者が何をするかを評価するものであり、市が地方債を発行することは評価の対象ではありません。なお、SPCの設立の有無により評価が変わることはありません。
181	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPCを設立しない場合の契約形態	14	第2	4	(3)				「SPCを設立する場合」、貴市とSPCとの契約は「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業事業契約」と拝察されますが、「SPCを設立しない場合」、貴市との契約は業務区分で言う「調査・設計業務」、「関連公共整備業務・宅地造成業務」、「維持管理業務」、「企業誘致支援業務」の4業務について、それぞれ契約を締結するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	SPCを設立する又は設立しないに関わらず、事業契約を一括で締結することを考えています。なお、国の補助制度の活用のために、別途契約をお願いすることも考えられますので御理解ください。
182	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPCを設立しない場合の契約形態	14	第2	4	(3)				「SPCを設立しない場合」、事業者側の契約主体としては各業務を担当する企業で構成した異業種JV(乙型JV)になるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No82の質問・回答を参照ください。
183	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPCを設立しない場合の契約形態	14	第2	4	(3)				SPCを設立しない場合、参加資格を有する企業で構成した異業種JV(乙型JV)を組成して応募することになると拝察いたしますが、関連公共整備業務・宅地造成業務が終了した段階で一旦、当該JVを解消し、維持管理業務担当企業と企業誘致支援業務担当企業のみで新たに異業種JVを組成してもよろしいでしょうか。またその場合、代表企業を変更してもよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の契約形態については、事業期間中において維持していただき、解散及び代表企業の変更等は認めません。具体的については募集の公告時に示します。
185	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPCを設立しない場合の参加形態	14	第2	4	(3)				「SPCを設立しない場合」、貴市と直接契約すると支払い条件が出来高90%となり、地元企業にとっては厳しい条件のため本事業への参画が困難となります。貴市と直接契約する元請だけでなく、元請から業務を請け負う協力会社(下請)でも認められますでしょうか。ご教示ください。	協力会社(下請)と市が直接契約することは考えておりません。御質問の状況に関しては、事業者側で金融上の事由を検討してください。
186	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について	14	第2	4	(3)				「優先交渉権者となった応募者が、・・・SPCを設立することができる。」と記載されていますが、SPC設立は審査結果に影響しないと理解して宜しいでしょうか。	No68の質問・回答を参照してください。
187	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)				【SPCを組成しない場合】とは、代表企業と構成企業による異業種共同企業体と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
188	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)				【SPCを組成しない場合】の代表企業・構成企業の構成比率について条件があるか、ご教示願います。	【SPCを組成しない場合】の代表企業・構成企業の構成比率についての条件はありません。
189	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)				【SPCを組成しない場合】、「代表企業は応募手続きを行う企業」と記載されていますが、事業者を選定された以降、代表企業が実施するグループ全体に係る業務内容をご教示願います。	No178の質問・回答を参照してください。
190	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)				【SPCを組成しない場合】、乙型共同企業体(乙型JV)も認められると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
191	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社(SPC)設立について 【SPCを組成しない場合】	14	第2	4	(3)				【SPCを組成しない場合】において、事業者グループが乙型JVの場合は、代表企業は本事業の全体に係る連帯責任を負うが、担当業務に関する個別の協議は、担当企業(代表企業、構成企業)と貴市にて実施すると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
192	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	SPC設立について	14	第2	4	(3)				応募に際しては、「SPCを設立する場合」と「SPCを設立しない場合」の何れかを選択できるようになっておりますが、選択によって、応募審査・事業者選定評価に差異が生ずることはないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No68の質問・回答を参照してください。
193	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	特別目的会社設立について	14	第2	4	(3)				応募者はSPCを設立する場合、どの時点で意思表示をすることが求められますでしょうか。ご教示ください。	参加表明書及び一次提案書の提出時において、SPCの設立の有無を明らかにしていただく予定です。
194	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	資格要件について	16	第2	4	(6)				各業務(①設計、②施工、③維持管理、④企業誘致支援)における参加資格要件が記載されておりますが、調査業務には参加資格要件は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。ただし、各種法令で資格が必要とされる場合は遵守してください。
195	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	工事監理業務を実施する者の資格要件	16	第2	4	(6)				工事監理業務を事業者が行う場合は、工事監理業務を実施する者の資格要件をご教示いただきたくお願いいたします。	工事監理業務は想定していません。No106の質問回答を参照してください。
196	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	設計業務(水道施設を除く。)を実施する者の要件	16	第2	4	(6)	①			水道施設を除く設計業務を実施する者の要件は記載されておりますが、水道施設の設計業務を実施する者の要件の記載がありません。これは、水道施設の設計業務を実施する者は、応募時の資格要件は問われないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
197	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	設計業務(水道施設を除く。)を実施する者の要件	16	第2	4	(6)	①	b		「・・・、開発面積10ha以上の詳細設計業務(開発許可申請書類の作成を含むものに限る。)の受注実績があること。」と記載されていますが、新旧対照表では、「・・・、開発面積10ha以上の開発許可申請を含む詳細設計業務(開発許可申請書類の作成を含むものに限る。)の受注実績があること。」と実施方針本文と異なっておりますので、実施方針本文を「正」として宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
198	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	施工業務(水道施設を除く。)を実施する者の要件	16	第2	4	(6)	②			水道施設を除く施工業務を実施する者の要件は記載されていますが、水道施設の施工業務を実施する者の要件の記載がありません。これは、水道施設の施工業務を実施する者は、応募時の資格要件は問われないと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
199	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	東名高速道路跨道橋工事担当企業の立場	17	第2	4	(6)	②	イ		当該跨道橋施工の資格要件を満たす者が、SPCを設立しない場合における構成企業でなければならないとする、事業全体に比して業務量があまり大きくないにもかかわらず、支払条件は出来高の90%で残りは竣工後となってしまう、地元企業にとっては大変厳しい条件となり本事業への参画が難しいため、貴市と直接契約する元請だけでなく、元請から業務を請け負う協力会社(下請)でも認められますでしょうか。ご教示ください。	No185の質問・回答を参照ください。なお、御質問の資格要件については、資格要件を満たす構成員を少なくとも1社を含めることとしてください。そのうえで、第三者に委託又は請け負わせることは妨げません。
200	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	失格要件について (労災事故)	17	第2	4	(7)				参加資格確認日から契約締結までの間に、労災事故による入札参加停止措置を貴市から受けた場合でも、ただちに失格要件とはならず、貴市との協議としていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
201	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	失格要件について (独禁法違反等)	17	第2	4	(7)				参加資格確認日から契約締結までの間に、独禁法違反等による入札参加停止措置を貴市から受けた場合でも、ただちに失格要件とはならず、貴市との協議としていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
202	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	失格要件について (代表企業の交代)	17	第2	4	(7)				参加資格確認日から契約締結までの間に、構成員に参加資格要件を欠く事態が生じ、貴市との協議の結果、やはり参加資格を有しないと判断された場合、構成員の変更は認められますでしょうか。また当該構成員が代表企業の場合でも変更は認められますでしょうか。ご教示ください。	前段については、当然に認められるものではなく、協議とします。後段の代表企業の変更については、認められません。詳細は募集の公告時に示します。

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
203	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	違約金について (該当記載なし)	17	第2	4	(7)				本件は第2.5.(2)にあるとおり、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するため、優先交渉権者決定後、本契約締結までの間に失格要件に該当する事由が発生したとしても違約金は発生しないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の違約金については、詳細は募集の公告時に示しますが、基本協定締結後から事業契約締結までの間に失格要件に該当した場合は違約金を求める予定です。
204	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	計画概要資料について	18	第2	5	(2) (3)				貴市に提出する計画概要資料には提案に関する事項が多く含まれると想定されます。貴市ホームページで公表されますと、同業他社を含め不特定多数の第三者に機密事項が漏れる恐れがあります。公表内容については、事前に事業者側にご相談いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	当該計画概要資料は、公表を前提とした資料です。事業者が提案書とともに、ホームページ等で公開可能な計画の概要資料を作成してください。
205	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	著作権等について	18	第2	5	(4)				記載のとおり、著作権は事業者側に帰属しているものの貴市が無償で使用することは構いませんが、本事業の公表をされる場合には、内容によっては当グループ各社の機密情報が含まれている可能性が高いことから、公表内容については、事前に事業者側にご相談いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
206	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	責任分担について	19	第3	2	(1)				事業者が担当する業務のうち、事業者側の責によらないリスクが発生した場合は、貴市と事業者による協議としていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
207	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	予想されるリスクと責任分担	19	第3	2	(2)				添付資料1 リスク分担表(案)No44設計変更リスクについて、※6には「市の事由による設計変更には、進出予定企業の事由による設計変更を含む」とされており、また、「基本協定において、進出予定企業の事由により変更設計が余儀なくされた場合は、進出予定企業に費用負担を求めるとした規定を設ける予定」とあります。この場合も、事業者は貴市と設計変更契約を締結し、設計費・工事費の請求先も貴市であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
208	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	モニタリングの実施	20	第3	5	(1)				【関係者会議によるモニタリングのイメージ】の中で、「関係者会議を通じて、業務の遂行状況、課題等を確認し、対応方針を協議」と記載されている「確認(モニタリング)」は、事業者が行うセルフモニタリングを兼ねるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。※第1.1.(7)では、「関係者会議は年間4回を目途に開催」とあります。	御質問の確認(モニタリング)は、市によるモニタリングの一部として考えています。
209	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	土地利用規制について	21	第4	1	(3)				都市計画法について、地区計画の決定時期はいつを想定していますでしょうか。ご教示ください。	No91の質問・回答を参照してください。
210	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	土地利用規制について	21	第4	1	(3)				農業振興地域について、解除予定時期はいつを想定していますでしょうか。工事前には解除できる見込みでしょうか。ご教示ください。	No95の質問・回答を参照してください。
211	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	土地利用規制について	21	第4	1	(3)				砂防指定地について、解除予定はありますか。ある場合、解除時期はいつを想定していますでしょうか。ご教示ください。	砂防指定地は解除されません。砂防指定地内の行為として協議します。
212	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	インフラ状況について	21	第4	1	(4)				立地企業稼働後の、事業所からの雑排水(下水)および雨水排水についての記載がございませんが、どのような処理をお考えでしょうか。ご教示ください。	要求水準書(案)第22(1)ウ等をご確認ください。
213	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	貸与資料について	22	第4	2	(1)				一次提案書提出時には概算事業費を求められております。精度の高い積算のためには貸与資料一覧のNo10~12も必要不可欠と史料いたしますが、貸与時期はいつごろを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	No168の質問・回答を参照してください。
214	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	土地の取得について	23	第4	3					方が一、貴市による事業用地の取得ができずに本事業が中止になる場合は、いつの時点で判断をされますでしょうか。ご教示ください。	No100の質問・回答を参照してください。
215	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	25	第6	2	(1)	-	-	-	優先交渉権獲得～事業契約締結の間に、何らかの事由により事業の継続が困難となり、辞退することとなった場合、優先交渉権者にペナルティ等が課されることはないかと理解して宜しいでしょうか。	No203の質問・回答を参照してください。
216	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	契約変更に伴う費用負担について	27	第8	4					「契約の変更に伴う費用負担」とは、何を想定されていますでしょうか。また、事業者の責による契約変更については事業者の負担とし、貴市の責による契約変更は貴市のご負担、いずれの責によらない契約変更については協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、契約の変更に係る事業者の印紙代等を想定しています。実施方針を修正します。後段については御理解のとおりです。
217	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク5	28							行政リスク5について、優先交渉権者の責によらない事由により議会承認が得られない場合は、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	議会承認が得られない場合は、市及び事業者の双方の負担で考えています。添付資料1 リスク分担表(案)(※1)の記載をご確認ください。詳細は募集の公告時に示します。
218	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク8	28							法制度リスク8について、7以外の法令の変更は事業者負担とありますが、法令の変更や新設は事業者の責によるものではなく、不可抗力かつ無過失であると思料いたします。よって、事業者の負担となる法令の変更を具体的に示しいただき、それ以外の法令変更については、貴市のご負担としていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	法制度の変更リスクは市、事業者ともにコントロール困難であるため、双方の分担と考え、本事業に直接関わる法制度の変更は市の負担とし、それ以外の法制度の変更は事業者の負担とする予定です。
219	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク12	28							許認可リスク12について、貴市の責により発生した事業者作成資料の不備については、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりですが、市の貸与資料の誤謬等に関する取り扱いは募集の公告時に示します。
220	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク12	28							許認可リスク12について、事業者を従たるリスクの負担者とする△がっておりますが、どのようなリスクを想定されていますでしょうか。ご教示ください。※2に記載のとおり事業者側に責がある場合は、事業者の責任と思料いたします。	添付資料1 リスク分担表(案)(※2)に記載のとおりです。
221	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク15	28							住民対応リスク15について、貴市の指示により事業者の実施した業務に関して住民の反対運動・訴訟等が生じた場合は貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。また、例えば法令に準拠した工事車両の運行に対して住民反対運動が起きた場合等、事業者側に責がない場合は貴市との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、御理解のとおりです。後段の御質問におけるリスクは、事業者が行う業務に起因するものであるため、原則、事業者の負担で考えていますが、事業全体に関わることから必ず市と協議してください。
222	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク18	28							法令に準拠して業務を行ったにもかかわらず環境問題が発生した場合は、事業者側に責がないため貴市との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	法令に準拠して業務を行った場合、環境問題が発生することはないと考えていますが、仮に、御質問のような事由が発生した場合には、市と協議してください。
223	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク24	28							法令に準拠して業務を行ったにもかかわらず事故等が発生した場合は、事業者側に責がないため貴市との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	法令に準拠していたとしても、善良なる管理者としての注意義務を怠った場合における事故については、事業者の責めに帰すべき事由であり、事業者の負担と考えます。
224	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク25	28							測量・調査リスク25について、貴市が実施する埋蔵文化財調査及び水文調査(事前)の結果、設計変更や工事の遅延等が生じた場合は、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本的に御理解の通りですが、No14の質問・回答も参照してください。
225	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク26	28							測量・調査リスク26について、事業者が実施した測量・調査の結果、事業者の責によらない設計変更や費用の変動が生じた場合は、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市が測量・調査を実施した箇所に、事業者が新たに測量・調査を実施した場合には、その結果を報告するとともに、その取扱については協議してください。また、No219の質問・回答も参照してください。なお、新たに事業者が必要とする測量・調査結果に基づく設計変更は事業者の負担です。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
226	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク31	28						貴市のご指示によるもの、たとえば入札時の提示条件等によるリスクは貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりですが、提示条件に不都合があれば、事業者に損害が発生する前に必ず協議してください。市は、事業者に善管注意義務を求めます。また、No219の質問・回答も参照してください。
227	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク32	28						貴市のご指示によるもの、たとえば入札時の提示条件等によるリスクは貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No226の回答を参照してください。
228	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク36	29						地下リスク36について、35以外の事由は全て事業者負担とありますが、合理的に想定できる地質障害や地中障害物以外は、貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
229	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク36	29						35以外の地下リスクとして、どのような内容を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	事業者が熟知義務を怠った場合における地下リスクを事業者の負担として考えています。
230	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク38	29						貴市の要請によらず、また事業者の責にもよらないものについては貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
231	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク39	29						調査・設計完了後に、許認可手続きを経て施工業務に移行するものと想定しますが、調査・設計・施工で4年3ヶ月と予定されている中で、許認可手続きの遅延によるリスクは何かをお考えでしょうか。ご教示ください。	必要な許認可手続きの遅延が見込まれる際には、そのリスクが発現する前に、市と協議（リスクの予防保全）してください。
232	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク40	29						豪雨等の自然災害による法面の変状や崩落等、貴市の事由によらず、また事業者の責にもよらないものについては貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	不可抗力リスクの費用負担の詳細については、募集の公告時に示します。
233	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク41	29						工事監理リスク41について、実施方針では工事監理業務は事業者側の業務に含まれておりませんが、今後公表される募集要項等では工事監理も事業者側の業務に含まれるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No106の質問・回答を参照してください。
234	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク43	29						事業者の責によらない不適合については、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりですが、市は事業者へ善管注意義務を求めます。
235	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク44	29						設計変更リスク44について、進出予定企業以外の立地企業（小規模区画の希望企業）が施工期間中に貴市と土地売買契約の締結をされた場合、当該立地企業からの要望に伴う設計変更についても、事業者は貴市と設計変更契約を締結し、設計費・工事費の請求先も貴市であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者の負担とならないよう状況に応じて判断します。
236	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク46	29						瑕疵担保期間は、愛知県公共工事請負契約約款に準じて、2年（重大な瑕疵は10年）という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	瑕疵担保の期間は、募集の公告時において示します。公共約款に定められた瑕疵担保期間は、あくまでも標準として定められたものであり、本事業の目的物が建物等の土地の工作物であること、市による立会いが日常的に行われなかったこと、責任施工していることから、工作物又は地盤の瑕疵については、維持管理期間の3年（重大な瑕疵は10年）とします。
237	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク48	29						計画変更リスク48について、47以外の事由は全て事業者負担とありますが、事業者の責による事由以外は、貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
238	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク50	29						維持管理コストリスク50について、49以外の事由は全て事業者負担とありますが、温暖化に伴う高温、豪雨等自然災害に起因するコスト増も事業者負担となってまいりますので、事業者の責による事由以外は、貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。なお、御質問の「温暖化に伴う高温」による本事業への影響が想定される場合には、提案時において、事業者より対応策を提案してください。
239	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク51	29						施設の損傷リスク51について、自然災害等、事業者の責によらない事由は、貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
240	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク53, 54	29						番号53, 54に事故リスク区分が記載されています。当該「維持管理に係わる事故リスク」とはどういった事象を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	維持管理作業中による施設の損傷や重機の転落等といった事故を想定しています。番号54に示すとおり、当該事故については、基本的に事業者がリスクを負担することで考えています。ただし、番号53に示すとおり、市の要請によって、当該事故が発生した場合は市がリスクを負担することで考えています。
241	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク54	29						維持管理に係わる事故リスク54について、53以外の事由は全て事業者負担とありますが、事業者の責による事由以外は、貴市と事業者との協議という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
242	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク56	29						事業終了時における修繕費用等リスク56について、既に進出企業が使用している箇所については修繕義務を負わないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。ただし、瑕疵によるものは、この限りではありません。
243	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク56	29						事業終了は引き渡しから3年後ですが、一方で瑕疵担保期間は通常2年とされており（愛知県公共工事請負契約約款の場合）。良好な状態に復旧するための修繕費用は、有償という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No236の質問・回答を参照してください。
244	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク57	29						リスク分担変更リスク57について、二次提案書提出後にリスク分担を変更されると、事業者側が過大なリスクを負わされる恐れがあるため、変更時には事業者との協議を行い、変更分の費用増加を認めていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市と事業者で協議し、変更事由により判断します。
245	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク29	28 30						※6について、設計変更の費用負担を了した進出予定企業が債務不履行となった場合における費用回収リスクは、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
246	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク29	28 30						※6について、進出予定企業の事由により設計変更が生じた場合は進出予定企業に費用負担を求める規定を設ける予定とありますが、事業者からの請求対象は、あくまで貴市であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
247	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク29	28 30						設計変更リスク29（※6）について、貴市と進出予定企業とで締結予定の基本協定は、第1.1.(7)に記載の関係者会議の開催までには締結されているという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本事業に係る事業契約の締結までに、市と進出予定企業で基本協定を締結する予定です。
248	要求水準書（案）	水道施設の種類の	1	第1	2	(1)	ア	b	水道施設（水道管等）とありますが、「等」は具体的にはどのような施設を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）第22(2)②ウに規定する施設を考えています。
249	要求水準書（案）	造成協力地の活用目的	1	第1	2	(2)			造成協力地を、土砂採取以外の目的（一時的な資材置き場等）として活用させていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	本事業に関する土地については、市が承諾した場合において事業者が無償で活用できることで考えています。
250	要求水準書（案）	開発面積	2	第1	3	(2)	a		「開発面積A=約66ha」とありますが、貴市ホームページに掲載の計画概要では開発面積：約57haと記載されています。この差はどのように考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に記載の開発面積A=約66haを正として考えてください。
251	要求水準書（案）	地区計画決定	2	第1	3	(3)			都市計画決定（市街化編入[区域区分]、用途地域、地区計画）には、調整池の規模や公共施設面積の確定が早い段階から必要になると思われませんが、その手続きを行う時期をご教示願います。	No91の質問・回答を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
252	要求水準書(案)	地区計画	2	第1	3	(3)			市街化区域編入時に地区計画を決定する予定、とありますが、現時点で提案時に考慮すべき付加的制限の計画はございますでしょうか。ご教示ください。	No91の質問・回答を参照してください。
253	要求水準書(案)	農業振興地域の整備に関する法律	2	第1	3	(3)			農地法に関する手続き(農地転用)の役割り分担は貴市としてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
254	要求水準書(案)	インフラ状況等	2	第1	3	(4)			インフラ状況等の表中記載の※のアクセスについて(仮称)岡崎阿知和スマートインターチェンジ以降3路線記載がありますが、それぞれの道路に対する接続位置をお教えください。	御質問の道路の接続位置は、応募段階では、貸与資料の「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」に示される接続位置で考えてください。 貸与資料以外で、設計が履行中の資料がありますので、設計が完了後、速やかに貸与します。
255	要求水準書(案)	事業スキーム	2	第1	1	(6)	図中		進出予定企業は別途募集選定とありますが、公募(要綱の公表および選定)の時期についてのお考えをご教示ください。	進出予定企業の選定は、事業者の選定と同じ時期を予定しています。募集要項については、留意ができれば、公表します。
256	要求水準書(案)	本契約の収入印紙	3	第1	5				仮契約締結後、本契約締結とありますが、この場合、記載金額に基づく収入印紙は仮契約時にのみ貼付し、本契約時には金額の記載のない文書に相当する収入印紙を貼付するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	仮契約書に「議会の議決を得た場合には、本契約となる」という文言を記載することで対応したいと考えています。
257	要求水準書(案)	事業スケジュール	3	第1	5	表			全体工程を検討するうえで、スマートインターチェンジ箇所の粗造成も本事業に含まれることから、SICの供用開始時期目標を把握することは重要事項です。中日本高速道路(株)とのスケジュール関連の協議状況をご教示ください。	スマートインターチェンジについても、工業団地と同じく令和7年3月末の完成・供用開始を目指し、中日本高速道路株式会社とも詳細な協議を進めているところであります。
258	要求水準書(案)	本事業による役割り分担埋蔵文化財発掘調査	3	第1	6	(1)			埋蔵文化財発掘調査は市の業務として令和2~4年度に実施予定となっておりますが、調査の遅延等による造成工事への影響があった場合は、工期、工事費用等について協議により変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	No14の質問・回答を参照してください。
259	要求水準書(案)	役割り分担(環境影響調査(工事中)について)	3	第1	6	(1)			環境影響調査(工事中)の貴市欄が△となっておりますが、※3では「猛禽類調査及び水文調査は貴市が行う」旨の記載がございますので、当該欄は貴市も○という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市が工事前から継続的実施している環境影響調査を△としており、新たに工事段階で発生する環境影響調査を○としています。
260	要求水準書(案)	役割り分担(埋蔵文化財発掘調査について)	3	第1	6	(1)			※1では「埋蔵文化財発掘調査は令和2~4年度」とありますが、造成工事への影響はどのようにお考えでしょうか。造成工事に影響がある場合は、その対応について協議していただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No14の質問・回答を参照してください。
261	要求水準書(案)	維持管理業務の対象範囲の期間	4	第1	(2)	ウ			例えば維持管理期間中に土地売買契約が締結された場合は維持管理業務の対象範囲が変更になると考えられますが、事業費の算出時においては、どのようにその範囲を算出するかご教示をお願いします。	No25の質問・回答を参照してください。
262	要求水準書(案)	事業者が実施する業務の概要(維持管理業務)	4	第1	(2)	ウ			提示する事業費の維持管理業務には、大雨による法面崩壊や台風による倒木等の天災による被害が発生した場合の復旧費は計上しなくてよろしいでしょうか。	不可抗力リスクの費用負担の詳細については、募集の公告時に示します。
263	要求水準書(案)	企業誘致支援業務	4	第1	1	(8)	②	エ	貴市が公募で選定する進出予定企業以外の企業(小ロット宅盤)は、「どの時期」に、「どんな選定方法」で優先交渉権者として決定を予定していますか。お考えをご教示ください。	進出予定企業以外の企業は、少なくとも設計が完了した後の募集を予定しています。選定方法については本事業と直接かかわらないことから公表を考えていません。
264	要求水準書(案)	事業スケジュール	6	第1	1	(11)	表中		調査・設計・施工で4年3ヶ月とありますが、「申請業務」、「北アクセス道路施工」、「跨道橋他施工」の期間も含むお考えでしょうか。関連する事業者(中日本高速道路(株)他)との協議状況も併せてご教示ください。	「申請業務」「北アクセス道路施工」「跨道橋他施工」も含めて4年3ヶ月で実施してください。中日本高速道路株式会社とは、随時協議を行っています。
265	要求水準書(案)	宅地造成業務(調査設計及び施工の各業務の主な内容)	4	第1	6	(2)	イ		【調査、設計及び施工の各業務の主な内容】の枠内記載のうち「調査業務の測量及び地質調査について貸与資料以外の近接箇所での地質調査等の資料は無いでしょうか?もしあれば貸与していただくことは可能でしょうか?」	貸与資料以外には、令和元年度から令和2年度にかけて、地質調査を実施予定であり、設計の着手までに貸与できる予定です。
266	要求水準書(案)	維持管理業務の対象	4	第1	6	(2)	ウ		維持管理業務の対象が「分譲中の区画(土地売買契約の締結が完了した区画は除く。)」とあり、実施方針(2月27日修正版)P.4での記述「分譲中の区画(土地売買契約を締結し、市からの引渡しを完了したものを含む。)」と異なりますがどちらが正しいかご教示ください。	実施方針(2月27日修正版)に記載の「分譲中の区画(土地売買契約を締結し、市からの引渡しが完了したものを含む。)」を正としてください。
267	要求水準書(案)	維持管理業務	4	第1	6	(2)	ウ		「・・・、分譲の区画(土地売買契約の締結が完了した区画は除く。)、・・・」と記載されていますが、実施方針書(2.27修正) p.4ウ維持管理業務では、「・・・、分譲の区画(土地売買契約を締結し、市からの引渡しが完了したものを含む。)、」と記載されており、内容が異なっております。実施方針書(2.27修正)を「正」と理解して宜しいでしょうか。	No266の質問・回答を参照してください。
268	要求水準書(案)	維持管理業務	4	第1	6	(2)	ウ		「分譲中の区画(土地売買契約の締結が完了した区画は除く。)」と記載されていますが、土地売買契約完了後、貴市から進出企業に土地が引き渡されるまでの間の維持管理は、貴市にて行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No266の質問・回答を参照してください。
269	要求水準書(案)	維持管理業務	4	第1	6	(2)	ウ		「・・・、道路、排水路、法面、調整等」とありますが、事業者選定における事業費の算定に差異が出ないように、対象物を具体的に教示いただけますでしょうか。	事業者の設計内容により対象物が変わってくると考えられるため、対象物を含め事業者が提案してください。
270	要求水準書(案)	企業誘致活動業務	4	第1	6	(2)	エ		「企業誘致支援業務は、パンフレットの作成・・・。なお、進出予定企業の募集事業が不調となった場合には、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。」とありますが、P.37~38 第4に記載の「企業誘致支援業務の要求水準」では、この具体的な記述がありません。この業務が追加された場合の費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
271	要求水準書(案)	企業誘致支援業務	4	第1	6	(2)	エ		企業誘致支援業務でホームページ開設とありますが、ホームページ開設にあたり想定される必要条件(セキュリティレベル、市ホームページとの接続等)はありますか?事業者提案によると判断してよいでしょうか?	御理解のとおりです。
272	要求水準書(案)	企業誘致活動	4	第1	6	(2)	エ		「進出予定企業の募集が不調となった場合には、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある」と記載されていますが、貴市との協議においてコスト、人員不足等の理由で事業者として辞退することも可能でしょうか。もし辞退不可である場合は事業者にとって大変大きなリスクとなり、事業費に含める必要がございますので、業務内容・責任範囲等の条件をお示しいただけますでしょうか。	No29及びNo148の質問・回答を参照してください。
273	要求水準書(案)	要求水準書(案)数量算出規定等について	5	第1	7	(2)			工事数量等の標準的な算出方法や集計方法を規定した数量算出規定や、土木工事費の積算方法を規定した積算基準の明記がありません。ご教示ください。	設計施工の一括発注であることから、特段の数量算出規定や積算基準を提示していません。
274	要求水準書(案)	業務の監視(事業者の財務状況)	9	第1	9				「・・・、事業者の財務状況を監視し、・・・」と記載されていますが、事業者がSPCを設立しない場合は「事業者の財務状況を監視し、」は除かれると理解して宜しいでしょうか?	本事業においては、財務状況の監視は行いません。要求水準書を修正します。
275	要求水準書(案)	業務の監視(監視対象)	9	第1	9				貴市の監視対象となる事業者について、SPCを組成する場合は当該株式会社が対象と拝察いたします。SPCを組成しない異業種JVの場合は、全構成員が対象となりますでしょうか。もしくは異業種JVの代表企業のみとなりますでしょうか。また後者の場合、異業種JVの代表企業には財務的な要件が付加されることとなりますでしょうか。ご教示ください。	No274の質問・回答を参照してください。

No	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
276	要求水準書(案)	業務の監視の対象	9	第1	9					ここで記載されている内容はSPCを設立する場合のみに該当すると考えてよろしいでしょうか。	No274の質問・回答を参照してください。
277	要求水準書(案)	業務の監視(監視内容)	9	第1	9					「事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容」とあります。SPCを組成しない場合の異業種JVと協力会社(下請)との間の下請契約も対象になると拝察いたしますが、当該下請契約書を貴市に提出した場合でも、貴市の情報公開条例対象文書とはならないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。当該下請契約書には、機密事項やノウハウが含まれていることから協力会社が難色を示すことが考えられます。	No.274の質問・回答を参照してください。市が取得した文書である限り、情報公開条例の対象の文書となります。非開示事由に該当する場合には非開示の決定をし、開示にあたって意見照会の対象となる場合にはその内容を事業者を確認します。
278	要求水準書(案)	良好な水準	9	第1	10					「要求水準を満たす良好な状態を保持」と記載されています。この良好な状態とは、要求水準以上の良好な状態ではなく、要求水準を満たしていれば十分良好であるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
279	要求水準書(案)	本事業を確実に遂行する事業者の体制の構築(事業監理者)	9	第1	11					「事業者は、設計期間及び施工期間において事業監理者を配置するものとし、事業監理者の変更は原則として認めない。」と記載されていますが、特例として認められる事項(たとえば、死亡・病気・定年退職等)についてご教示願います。	病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合のみ変更を認めることで考えています。
280	要求水準書(案)	事業監理者の要件について	9	第1	11					「市及び進出予定企業との連絡・調整の窓口を担う」役割を担当する「事業監理者」は、事業者の窓口を一本化して対応するいわゆる「総括代理人」と同義で、所有資格や経歴などの制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
281	要求水準書(案)	事業監理者の特定時期	9	第1	11					事業監理者の特定が必要となる時期が一次提案提出時点、二次提案提出時点、または優先交渉権者となった時点かご教示いただけませんか。	事業監理者は業務着手時に明らかにしていただくことで考えています。ただし、提案時において、実施体制を明確にしていた場合は、評価の対象とすることを考えています。
282	要求水準書(案)	事業者の体制「総括安全衛生責任者」	9	第1	11					「総括安全衛生責任者」とは、建設業の事業場で100人以上の労働者を常時使用する場合に選任しなければならない「総括安全衛生管理者」のことでしょうか。もしくは、常時50人以上の事業場で選任され安全管理を統括する「総括安全衛生責任者」のことでしょうか。ご教示ください。	ここでは、総括安全衛生責任者について規定していません。要求水準書を修正します。
283	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」の配置時期	9	第1	11					当該事業監理者の配置は、設計および施工期間中のみで、維持管理期間中の配置は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
284	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」の資格要件	9	第1	11					事業監理者には資格要件は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No280の回答を参照してください。
285	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」	9	第1	11					事業監理者は、本事業において専任としなければならないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	専任である必要はありません。
286	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」が出席する打合せ	9	第1	11					事業監理者が出席しなければならない全ての打合せとは、どの範囲までの打合せとお考えでしょうか。ご教示ください。	要求水準書に記載のとおりですが、市と事業者が行う打合せを含め、全ての打合せに参加して下さい。
287	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」の変更	9	第1	11					事業監理者の変更は原則として認めないということですが、死亡、傷病、退職などやむを得ない場合以外では変更できないということでしょうか。事業が複数年に及ぶため、事業内容の一区切りなどに変更協議を行っていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	No279の回答を参照してください。
288	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」の業務内容	9	第1	11					事業監理者の業務範囲、内容や権限等を詳細にご教示いただけませんか。	御質問の事業監理者の業務範囲等は、募集の公告時に示します。
289	要求水準書(案)	事業者の体制「事業監理者」の定義	9	第1	11					貴市で過去に実施された別のPFI事業では、「総括代理人」を下記のとおり定義されておりましたが、本事業における「事業監理者」と「総括代理人」は同義という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。 「総括代理人は、本契約の履行に関し、その管理及び取締りを行うものとし、本契約に基づく事業者の一切の権限のうち、次の各号に掲げるものを除く権限を行使することができるものとする。 (1) 契約金額の変更(2) 契約金額の請求及び受領 (3) 次条第1項の請求の受理(4) 次条第2項の決定及び通知(5) 契約の解除に係る権限 本契約に定める請求、通知、報告、承認、解除、指示、改善措置は、総括代理人を経由して行うものとする。この場合においては、総括代理人に到達した日をもって事業者に到達したものとみなす。	募集の公告時に示します。
291	要求水準書(案)	事業者の体制の届出	9	第1	11					ここで定義される各技術者は、事業者選定後での届出になると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
292	要求水準書(案)	履行保証保険	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	a	付保条件についてJVで参加する場合、設計業務を行う構成員の履行保証も事業契約締結日から工事完了日まで必要でしょうか。	設計・施工一体の履行保証とお考えください。
293	要求水準書(案)	履行保証保険(質権設定)	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	b	保険について質権を設定するとありますが、保険金の請求権に質権を設定するという主旨であれば、受取人を貴市とした保険証券の提出で代えることは可能でしょうか。ご教示ください。	工事履行保証証券の提出で代えることも可として考えています。詳細については、募集の公告時に示します。
294	要求水準書(案)	履行保証保険	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	c	付保条件についてJVで参加する場合設計業務を行う構成員の履行保証も関連公共整備事業費及び宅地造成業務費の10%以上の保証金額が必要でしょうか。	No292の質問・回答を参照してください。
295	要求水準書(案)	履行保証保険(保険金額)	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	c	「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の10%以上」とありますが、SPCを組成しない異業種JVの場合は、設計業務を行う構成員と施工業務を行う構成員がそれぞれ個別に履行保証保険を付保しなくてはなりません。設計業務を行う構成員にとっては事業全体に比して業務量があり大きくないにもかかわらず、大変な負担となります。また、設計業務を行う構成員の不履行を施工業務を行う構成員の付保する保険で担保することはできず、逆も同様です。よって、設計業務を行う構成員の付保すべき保険金額は、設計業務費(消費税及び地方消費税を含む。)の10%以上、施工業務を行う構成員の付保すべき金額は記載どおりとさせていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	原案とおりで考えています。
296	要求水準書(案)	履行保証保険の内容	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	c	「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の10%以上」とありますが、宅地造成業務には提案時に工事内容が不明な「周辺アクセス道路等」が含まれております。履行保証保険を付保する際には、保険会社に工事金額と工事内容を明示する必要がありますが、「周辺アクセス道路等」はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。ご教示ください。	契約の方法について、No58の質問・回答を参照してください。保険については、事業契約のための協議の際に決定します。
297	要求水準書(案)	土木工事保険について	11	第1	12	(1)	イ	(ウ)	e	「工事費」と第1.12.(1).ア.(ウ).C「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費」は同義という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	工事費は、関連公共整備業務費及び宅地造成業務費に係る施工業務費を示しています。要求水準書を修正します。
298	要求水準書(案)	土木工事保険(付保条件)	11	第1	12	(1)	イ	(ウ)	g	地震特約付保を義務付けると理解して宜しいでしょうか。	No299の質問・回答を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
299	要求水準書(案)	土木工事保険の付保条件	11	第1	11	(1)	イ	(ウ)	g	「水災、雪災害、地震、津波、噴火担保とする」とありますが、このうち「地震、津波、噴火担保」は特約対象であり通常の保険対象になっておりません。ご指示の付保内容で保険契約に対応する保険会社がない場合はどのようにお考えでしょうか。また対応可能な保険会社があった場合でも、非常に高額な保険料となるため、事業費が膨れ上がり貴市の負担が大きくなると思料いたしますが、どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	御意見を踏まえ特約について見直します。詳細は募集の公告時に示します。
300	要求水準書(案)	(維持管理期間中の) 第三者賠償責任保険について	12	第1	12	(2)	ア	(ウ)	a	ここで示す「業務範囲」には、第1.6.(2).カに記載のとおり、「土地売買契約の締結が完了した区間」は含まれないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
301	要求水準書(案)	【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】内の「関連公共整備業」の内容	13	第2	1					「④ 橋梁架け替え工」とありますが、第1.2.(1).b東名高速道路跨道橋(井ノ口橋の架け替え及び西阿知和橋の撤去)と同義という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
302	要求水準書(案)	基本的な要件 分譲区画の規模・形状等	14	第2	2	(1)	ア	①		「全体の企業用地(有効地)を広く確保できるよう計画すること。」とありますが、提案内容の評価として有効地の面積を基本設計案以上(〇〇m ²)確保する等、数値評価をお考えでしょうか。ご教示をお願いします。	具体的な評価基準は、募集の公告時に示します。
303	要求水準書(案)	基本的な要件 分譲区画の規模・形状等	14	第2	2	(1)	ア	②		「進出予定企業のための分譲区画を確保すること。…猛禽類の餌場となるピオトープ約1haの配置についても調整すること。」とありますが、これは事業者決定後の要件であり、選定の提案書には反映できないと思われま。あくまでも事業者応募の提案では、独自の計画内容・費用で評価選定され、本条件での変更は別途設計変更対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	提案時点では、進出予定企業の意向によらず、事業者が独自に提案していただくことについては御理解のとおりです。進出予定企業の意向を踏まえたピオトープの粗造成は業務範囲に含んでおり、その整備箇所については進出企業と協議してください。また、設計変更の対象とはなりません。
304	要求水準書(案)	基本的な要件 道路全般 南アクセス道路	14	第2	2	(1)	イ			【本事業の対象とする道路の区分】一覧表に「南アクセス道路」は、詳細設計、施工とも対象外で施工の注記として「本事業で活用する土砂の受入れを行う。」とありますが、添付資料2にも施工は「市が実施」となっているため、単純に市の工事で発生する残土(P.23【(参考)土量収支一覧表】に示された約3.7万m ³)を受入れを想定した計画するとの理解でよろしいでしょうか。また、この受入れ条件をご教示いただけますでしょうか。(時期、運搬、盛土の施工条件等)	御理解の通りです。受入条件については、適切な時期に市と協議してください。
305	要求水準書(案)	基本的な要件 同上 (仮称)岡崎阿知和スマートIC	14	第2	2	(1)	イ			【本事業の対象とする道路の区分】一覧表に「(仮称)岡崎阿知和スマートIC」は、詳細設計、施工とも対象外で施工の注記として「本事業の造成協力地として、土砂を採取する施工を行う。」とありますが、添付資料2には「①-2造成協力地 施工〇」となっており、粗造成の工事を想定していますが、参考イメージ図からも3段切土があり、設計断面として仕上げる必要があると考えます。粗造成の内容詳細をご教示いただけませんか。	御質問の粗造成については、市が実施するスマートIC詳細設計の成果に基づき、土工工事(法面工を含み、構造物掘削を除く。)部分を行うものと考えてください。
306	要求水準書(案)	有効地	14	第2	2	(1)	ア	①		「有効地」とは具体的に何をさしておりますでしょうか。ご教示ください。	分譲地のうち平場部分を指しています。
307	要求水準書(案)	分譲区画の規模・形状等	14	第2	2	(1)	ア	②		猛禽類の餌場となるピオトープ設置について進出予定企業と調整とありますが、企業への分譲予定区画内(進出企業敷地内)に設置するイメージでしょうか?	基本的には分譲予定区画内を予定しておりますが、限定はいたしません。貸与資料「平成27年度～平成28年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務報告書」等を参照してください。
308	要求水準書(案)	分譲区画の規模・形状等	14	第2	2	(1)	ア	②		進出予定企業は、実施方針(令和2年2月27日修正版)の【用語の定義】において、「10ha以上の区画を希望する立地企業」と定義されておりますが、複数社分の確保が必要でしょうか。ご教示ください。	現時点では、進出予定企業としての選定は1社で考えています。そのため、少なくとも1区画は10ha以上としてください。
309	要求水準書(案)	分譲区画の規模・形状等	14	第2	2	(1)	ア	②		ピオトープ約1haの配置については、進出予定企業の区画ごとに配置することが必要でしょうか。ご教示ください。	区画ごとの配置は想定していません。なお、No307の質問・回答も参照してください。
310	要求水準書(案)	分譲区画の規模・形状等について	14	第2	2	(1)	ア	②		「進出予定企業の区画の規模・形状等の詳細については、業務を実施するうえで進出予定企業の意向を踏まえたものとし、」とあります。一方で、一次審査、二次審査では、造成計画の提案が求められておりますが、事業者選定における公平性を確保するためにも、提案する際には応募者に対し共通の条件が提示されるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案段階では、進出予定企業の意向に沿っているか、否かで評価することは考えていません。そのため、御質問のような応募者に対する共通条件等の提示は考えていません。
311	要求水準書(案)	進出予定企業のための分譲区画	14	第2	2	(1)	ア	②		「進出予定企業のための分譲区画を確保すること」とありますので、最低でも10ha以上の平場の土地を確保することが必要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
312	要求水準書(案)	進出予定企業の意向確認	14	第2	2	(1)	ア	②		「第2 関連公共整備業務・宅地造成業務の要求水準」に、「本要求水準は……、事業者が検討し提案すること。」と記載されており、また、第2.2.(1)ア.①では「阿知和地区工業団地における……計画すること」とも記載されていることから、ここで求められているのは提案時のことと拝察いたしますが、「なお、進出予定企業の……業務を実施するうえで進出予定企業の意向を踏まえたものとし、」は提案時ではなく関係者会議において、であると思料いたしますので、提案時に進出予定企業の意向を確認する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。もし、提案時に進出予定企業の意向を確認する必要がある場合は、事業者選定における公平性を確保するためにも、貴市の仲介の下、公平に進出予定企業の意向を確認できるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No310の質問・回答を参照してください。
313	要求水準書(案)	「進出予定企業以外の分譲区画」の計画を行う時期	14	第2	2	(1)	ア	③	a b c d	「早期に確実に立地企業の誘致を図るため、次の条件を踏まえて計画すること」と記載されていますが、これは提案時の計画もしくは事業契約後の計画のいずれをさしておりますでしょうか。ご教示ください。	御質問における記載は、提案時及び事業契約後の双方で遵守していただきたい事項と考えています。ただし、dの記載については事業契約後、設計業務を実施するうえで実施してください。
314	要求水準書(案)	「立地企業の市場ニーズ」の想定主体者	14	第2	2	(1)	ア	③	a	提案時の計画をさしている場合は、事業者が想定するものですが、事業契約後の計画を指している場合は、市場ニーズを想定する際には貴市の指導を仰ぐという認識でよろしいでしょうか。またその場合、設計費も含め変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、No313の質問・回答を参照してください。後段については、市との協議も含め本事業に含むものとし、基本的に設計費の変更はないものとお考え下さい。
315	要求水準書(案)	「立地企業の市場ニーズ」を想定した計画が、将来において変更になった場合の費用負担	14	第2	2	(1)	ア	③	a	企業立地に優位性の高い地域特性を有していることから、立地を希望される企業は多く、業種も多岐にわたると拝察いたします。提案時点で立地を希望されている企業のニーズを反映した計画を行い、宅地造成業務等が終了する令和7年3月時点で企業の求めるニーズが変更となった結果、貴市が売却するにあたり変更工が必要になったとしても、その変更リスクは事業者側には無いという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の場合における工事の変更に伴うリスクは、御理解のとおりです。
316	要求水準書(案)	土砂の受け入れ (汚染土壌に対する負担責任者)	14	第2	2	(1)	イ			「※1 本事業で活用する土砂の受入れを行う。」とありますが、搬出側で汚染土壌の検査を行った土砂の受け入れであり、汚染土壌であった場合は、搬出側もしくは貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御質問の場合における受入れ土砂の土壌汚染に係るリスクは御理解のとおりです。
317	要求水準書(案)	土砂の受け入れ (汚染土壌に対する負担責任者)	14	第2	2	(1)	イ			「※1 本事業で活用する土砂の受入れを行う。」とあります。搬出側が汚染土壌の検査義務を負うと思料いたしますが、たとえばその土砂が3,000㎡未満の土地の改変で出た土砂の場合は検査義務がなく、また全数検査をするわけでもありません。将来的に受入れた土砂に問題が発生した場合でも、事業者側には責任は無く、貴市にて搬出事業者と協議していただけないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
318	要求水準書(案)	造成協力地の工事区分	14	第2	2	(1)	イ	「※2 本事業の造成協力地として、土砂を採取する施工を行う。」とありますが、この工事は第2.1【関連公共整備業務・宅地造成業務に係る工種】のうち、どの工種に該当しますでしょうか?ご教示ください。	宅地造成業務に含みます。	
319	要求水準書(案)	道路全般(計画道路との整合)	15	第2	2	(1)	イ	③	場内道路との整合を図るべき道路について西アクセス道路とありますが西アクセス道路との接続位置はどこになりますか?	御質問の道路の接続位置は、応募段階では、貸与資料の「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」に示される接続位置で考えてください。
320	要求水準書(案)	道路計画協議の時期	15	第2	2	(1)	イ	③	「…、市と十分に協議のうえ」とありますが、ここでいう「協議」は提案前に実施するもの、もしくは事業契約後に行うものいずれをさしておりますでしょうか。ご教示ください。	事業契約後、設計業務において行ってください。
321	要求水準書(案)	場所の確認	15	第2	2	(1)	イ	④	「(仮称)岡崎阿知和スマートIC上り線入口交差点」とはどこをさしておりますでしょうか。ご教示ください。	貸与資料「平成30年度(仮称)岡崎阿知和スマートインターチェンジ予備設計業務 報告書」を参照してください。
322	要求水準書(案)	基本的な要件 配水施設全般 宅内雨水ます	16	第2	2	(1)	ウ	②	「分譲区画地内の宅内雨水ます…は本事業に含まない」とありますが、宅内雨水ますから雨水排水暗渠工(雨水排水幹線)への接続函渠についても本事業に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	宅内排水ますは、進出企業が整備しますので含みませんが、接続函渠は本工事に含みます。水盤の雨水排水を集水する仮設ます等(汚濁防止)を想定しています。
323	要求水準書(案)	基本的な要件 配水施設全般 事業排水及び浄化槽	16	第2	2	(1)	ウ	②	「分譲区画地内の…事業排水及び浄化槽は本事業に含まない」とありますが、浄化槽から事業排水暗渠工(汚水排水幹線)への接続函渠についても本事業に含まないとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業排水暗渠工は河川直接放流となっておりますが、工業団地全体をまとめて事業排水管渠工として排水するとの理解でよろしいでしょうか。	前段の事業用排水についての接続函渠は、本事業に含まれています。一般的には出入口付近に設置されます。後段の事業排水管渠工の排水方法については、河川直接放流は誤りで、農業用利水の無い調整池に流入させることに修正します。事業者が最適な計画を提案してください。
324	要求水準書(案)	排水施設全般(事業排水暗渠工について)	16	第2	2	(1)	ウ	②	本事業に事業排水及び浄化槽は含まないとはありますが、事業排水暗渠工は含まれるという判断でよろしいでしょうか? その場合、河川放流に当たり流出量が必要となりますが、流出条件をお教えください。	前段については御理解のとおりです。後段の御質問における流出量は、事業者が想定してください。なお、No323の質問・回答も参照してください。
325	要求水準書(案)	排水施設全般について	16	第2	2	(1)	ウ	②	雨水排水暗渠工、及び事業排水暗渠工を設計・計画するにあたって必要な、排水量等の設計条件はご提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	雨水排水暗渠工については、貸与資料「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」を参考にしてください。 事業排水暗渠工については、No324の質問・回答を参照してください。
326	要求水準書(案)	排水施設全般	16	第2	2	(1)	ウ	②	調整池を経て河川に放流される雨水排水暗渠工及び河川直接放流の事業排水暗渠工について、河川放流時に水質基準を満たさない場合の処理施設は本事業に含まれないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	工事中において雨水排水暗渠工を使用する場合は、水質汚濁は事業者の責により対応してください。事業排水の水質基準を満たさない場合は、進出企業の責であり、本事業に処理施設は含みません。
328	要求水準書(案)	供給施設全般	16	第2	2	(1)	エ		各事業者との調整に応じた結果、費用が発生する対応が必要となった場合は、貴市から支払っていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりですが、供給事業者との調整不足に起因する場合は、事業者の責であり、市が負担することはありません。
329	要求水準書(案)	移植対応費用などの負担者	16	第2	2	(1)	オ	① ②	①では「植物類及び動物類(鳥類を除く)」については移植を行う」とありますが、行為者に関する記載がございません。一方、②では「植物類及び動物類(鳥類を除く)の移植は、市が行う」と記載されておりますので、①とともに植物類及び動物類の移植は費用負担を含め貴市にて行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、鳥類の取り扱いについてはいかがお考えでしょうか。ご教示ください。	前段の植物類及び動物類(鳥類を除く)の移植については、御理解のとおりです。後段の鳥類の取扱いについては、ビオトープの整備による対応で考えています。
330	要求水準書(案)	施工中に鳥類の営巣を発見した場合	17	第2	2	(1)	オ	②	施工中に鳥類の営巣状況が確認された場合には、どのような対処をすればいいのかご教示をお願いします。	確認した時点で市に連絡してください。
331	要求水準書(案)	自然環境保全対策 ビオトープの整備	16	第2	2	(1)	オ	③	「ビオトープ自体の整備」は進出予定企業が行い、事業者は「進出予定企業の意向を確認のうえ整備箇所を決め」、「粗造成を行う」と拝察いたします。 進出予定企業の意向が決まらないことにより、整備箇所が決まらず粗造成が遅延した場合の工程遅延の責は進出予定企業もしくは貴市にあり、工程遅延に伴い発生した費用は、貴市にてご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	工程遅延が想定される場合には、事業者は善管注意義務をもって、事前に関係者会議に期限を示すなどの対応を行ってください。進出企業の整備箇所が期日までに決定しない場合は、市が判断します。
332	要求水準書(案)	自然環境保全対策 (ビオトープ)	17	第2	2	(1)	オ	②	「植物類及び動物類(鳥類を除く)の移植は、市が行う。」と記載されていますが、移植先は、造成工事現場外、現場内のどちらになるか、ご教示願います。	開発区域内の移植になります。具体的な移植先は募集の公告時に示します。
333	要求水準書(案)	自然環境保全対策 (ビオトープ)	17	第2	2	(1)	オ	②	上記回答で「現場内」の場合は、移植時期・移植場所をご提示願います。	No332の質問・回答を参照してください。
334	要求水準書(案)	自然環境保全対策 (ビオトープ)	17	第2	2	(1)	オ	③	「…、なお、ビオトープは…を目的とし、整備規模は約1haとする。」と記載されていますが、ビオトープは平地部でなくても(斜面部・段差部でも)、面積を約1ha確保できれば問題ないと理解して宜しいでしょうか。	猛禽類の餌場としてのビオトープ機能が満足できれば構いません。
335	要求水準書(案)	自然環境保全対策 (ビオトープ)	17	第2	2	(1)	オ	③	「…、なお、ビオトープは…を目的とし、整備規模は約1haとする。」と記載されていますが、この約1haは、1区画でも、複数区画(合計で約1haを確保)でも、どちらでもよいと理解して宜しいでしょうか。	進出予定企業と調整してください。
336	要求水準書(案)	重要種発見時の措置について	17	第2	2	(1)	オ	②	「…、移植に協力する」とありますが、ご協力に要する費用及び工程遅延が発生した場合の取扱いについては変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	自然環境保全への協力については、本事業に含まれており変更の対象としません。工事遅延については、No331の回答を参照してください。
337	要求水準書(案)	基本的な要件 自然環境保全対策 ビオトープ	17	第2	2	(1)	オ	③	「ビオトープの整備は…進出企業の意向を確認のうえ、ビオトープの整備箇所を決め、粗造成を行うこと。」とありますが、これは事業者決定後の協議により決定する内容であり、選定の提案書には反映できないと思われまます。事業者応募の提案での条件を具体的にご提示願います。 また、本条件での変更は別途設計変更対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	提案段階では、「平成27年度～平成28年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査業務 報告書」及び「平成28年度～平成29年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る生活環境等影響調査補充調査業務 報告書」を参照してください。なお、No307の質問・回答も参照してください。 後段の御質問については、No303の質問・回答を参照してください。
338	要求水準書(案)	場内道路工	17	第2	2	(2)	①		場内道路等は、完成後は貴市道路維持課に移管されると拝察いたしますが、貴市の基準に合わせた計画・整備が必要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
339	要求水準書(案)	舗装構成	17	第2	2	(2)	①	ア	「舗装構成は、…市と協議し」とありますが、事業者選定における事業費の算定に差異が出ないように、提案時には諸条件を設定していただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	各種貸与資料から設定可能であり、事業者のノウハウを活かした最適な舗装構成を提案してください。
340	要求水準書(案)	工種別の要件 場内道路工 道路舗装工 舗装構成	17	第2	2	(2)	①	ア	「舗装構成は、現場CBR試験を実施のうえ、市と協議し決定すること。」とありますが、提案書作成時の舗装標準断面図及び舗装構成については、市の標準となる参考図をご教示いただけませんかでしょうか。	No339の質問・回答を参照してください。
341	要求水準書(案)	工種別の要件 場内道路工 道路付属施設工	17	第2	2	(2)	①	ウ	「照明等の道路付属施設は、安全・景観及び…整備を行うこと。」とありますが、提案書作成時の道路付属施設工については、その仕様、数量により整備費に大きな差異が生じます。市の標準となる参考図をご教示いただけませんかでしょうか。	事業者のノウハウを活かした最適な設計を提案してください。
342	要求水準書(案)	工種別の要件 場内道路工 道路安全施設工	17	第2	2	(2)	①	エ	「道路安全施設工は、区画線設置、防護柵設置、道路案内標識及び視線誘導等の整備を行うこと。」とありますが、提案書作成時の道路安全施設工については、その仕様、数量により整備費に大きな差異が生じます。市の標準となる参考図をご教示いただけませんかでしょうか。	事業者のノウハウを活かした最適な設計を提案してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
343	要求水準書(案)	信号機の設置	18	第2	2	(2)	①	エ	(ウ)	公安との交差点協議の結果、信号機が必要となった場合、信号機の設置は事業者の負担となるのかご教示願います。	信号機の設置は、原則として公安委員会が設置するものですので、事業者の負担にはなりません。
344	要求水準書(案)	水道施設の設計、施工担当者の資格要件	18	第2	2	(2)	②			水道施設工の設計、施工を担当する者の資格要件が記されており、これを満たすことを設計、施工着手前に確認を受けることとなっていますが、これらの資格を有する者を下請けにしてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
345	要求水準書(案)	水道施設工	18	第2	2	(2)	②			「水道施設工については、アからオまでに掲げる業務について、・・・」と記載されていますが、エ、オがありませんので、アからオをアからウと読み替えると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。要求水準書を修正します。
346	要求水準書(案)	水道施設工に関する業務内容	18	第2	2	(2)	②			エ及びオの業務内容をご教示ください。	No345の質問・回答を参照してください。
347	要求水準書(案)	水道施設設計者、施工者の決定時期	18	第2	2	(2)	②			(ア)、(イ)の資格要件については「設計又は施工に着手する前に確認」とありますので、参加表明時には水道施設工に関する設計及び施工を担当する企業を構成員に含める必要はないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
348	要求水準書(案)	水道施設工の設計に要する資格要件	18	第2	2	(2)	②	(ア)		当該水道施設設計の資格要件を満たす者が、SPCを設立しない場合における構成企業でなければならないとすると、事業全体に比して業務量があまり大きくなく、かつ業務は事業の初期段階に完了するにもかかわらず、支払条件は出来高の90%で残りは竣工後となってしまう、地元企業にとっては大変厳しい条件となり本事業への参画が難しいため、貴市と直接契約する元請だけでなく、元請から業務を請け負う協力会社(下請)でも認められますでしょうか。ご教示ください。	御質問における水道施設設計の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえで、構成員以外の第三者に委託又は請け負わせることでも構わないものとします。
349	要求水準書(案)	水道施設工	18	第2	2	(2)	②	(ア)	c	水道施設設計の実施者については構成員ではなく協力企業としての参加でも要件・実績は認められるのでしょうか?	御理解のとおりです。
350	要求水準書(案)	水道施設工	18	第2	2	(2)	②	(ア)	c	水道施設の設計について2社で実施しようとする場合、どちらかの企業が要件、資格等を保有していればよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
351	要求水準書(案)	水道施設工の施工に要する資格要件	18	第2	2	(2)	②	(イ)		当該水道施設施工の資格要件を満たす者が、SPCを設立しない場合における構成企業でなければならないとすると、事業全体に比して業務量があまり大きくないにもかかわらず、支払条件は出来高の90%で残りは竣工後となってしまう、地元企業にとっては大変厳しい条件となり本事業への参画が難しいため、貴市と直接契約する元請だけでなく、元請から業務を請け負う協力会社(下請)でも認められますでしょうか。ご教示ください。	No185の質問・回答を参照してください。なお、御質問における水道施設施工の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえで、構成員以外の第三者に委託又は請け負わせることでも構わないものとします。
352	要求水準書(案)	要求水準書(案)水道施設工の資格要件について	18	第2	2	(2)	②	ア		資格要件として(ア)、(イ)があり「これを満たすことを設計又は施工に着手する前に確認を受けること」とあります。これは、設計又は施工に着手する前にこれらの資格要件を持った者(協力会社)と下請契約を結んだことを確認すれば良いのでしょうか。 実施方針(令和2年2月27日修正版)P.15(6)「応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件」①、②では資格要件が削除された項目ですので、上記と考えています。また、これら下請業者の選定要件はございますか。	御質問の資格要件の確認にあたっては、下請け契約の締結前に市の承認を得てください。 資格要件については本記載のとおりです。
353	要求水準書(案)	要求水準書(案)水道施設工の資格要件について	18	第2	2	(2)	②	ア		下請業者(協力会社)の選定要件の確認は他応募社(この時点で落選者)の活用が可能でしょうか(弊社には過去5年の実績が無く限られた企業での下請業者選定となるためです。もし過去5年の実績を持つ企業が全て他応募社に登録されていた場合を想定しています)。	御質問における選定されなかった応募者が、他の応募者の下請け業者になることは問題ありません。
354	要求水準書(案)	消火栓・防火水槽の設置	19	第2	2	(2)	②	ア		事業地域内公共用地内の消火栓や防火水槽について、現時点で設置の有無等が判明していればご教示願います。	消防法、関連法令、関連基準に従ってください。現時点では、消火栓や防火水槽は必要と考えています。
355	要求水準書(案)	水道施設の全体計画(上下水道局の承認)	19	第2	2	(2)	②	ア	(イ)	「報告書」に記載された以上の対応を行わなければ貴市上下水道局のご承認が得られない場合は、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	上下水道局の承認が得られない理由は、「報告書」に記載された以上の対応の有無ではなく、計画上の不備があると推察します。よって、事業者の責となり、変更対象とはなりません。 なお、要求水準の変更については、契約変更の対象になります。
356	要求水準書(案)	水道施設の全体計画(一日最大配水量)	19	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	「一日最大配水量は1200m ³ /日とすること。ただし・・・変更することがある」とありますが、事業者選定における事業費の算定に差異が出ないように、提案時には一日最大配水量1200m ³ /日の条件で統一していただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本的に御理解の通りですが、募集の公告以降に貸与予定の貸与資料「令和元年度阿知和地区工業団地配水施設基本計画策定業務報告書」を確認してください。
357	要求水準書(案)	水道施設の全体計画(一日最大配水量)	19	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	「一日最大配水量は1200m ³ /日とすること。ただし・・・変更することがある」とありますが、進出企業の使用水量により設計許容範囲を超える場合には、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	現実的に、1200m ³ /日を超える供給は難しいと考えております。 なお、一日最大配水量の変更は、要求水準の変更になりますので、契約変更の対象となります。
358	要求水準書(案)	水道施設の全体計画(更新関連)	19	第2	2	(2)	②	ア	(キ)	「ポンプ場、配水池、建築物、施設内管路並びに電気、通信及び機械設備を計画する場合」とありますが、第1.2.(1).ア.b水道施設(水道管等)における本事業の対象施設が水道管のみの場合は、「更新に配慮した設計」と「施設更新計画案」は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
359	要求水準書(案)	工種別の要件水道施設工全体計画 他	19 ~ 21	第2	2	(2)	②	ア ~ ウ		水道施設工については、ア全体計画で基本条件が示されていますが、添付資料7「周辺インフラ現況図(上水道)」では、直近の市水道としてPEφ50mm(添添管SUSφ50mm)が示されているのみです。上水道インフラは市の総合計画で設計すべきものと考えており、本提案では市の設計に基づき計画区域内の配管工事の施工のみを対象として、市から設計資料をご教示いただけませんでしょうか。	御意見として承ります。
360	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応(対象文書)	20	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	「水道施設に関する事業契約書及び提案書を含めた全ての書類」とありますが、水道施設に関する書類もしくは本事業に関する書類のいずれをさしておりますでしょうか。ご教示ください。	水道施設に関する設計図及び完成図を考えています。提案書の開示等はありませんので、要求水準書を修正します。また、No277の質問・回答も参照してください。
361	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応	20	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	「水道施設に関する事業契約書及び提案書を含めた全ての書類」とあります。水道施設は重要度が高いインフラであり、情報公開の対象にはそぐわないと拝察いたしますが、水道施設の計画・整備に特別な配慮が必要な事由がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	No360の質問・回答を参照してください。
362	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応	20	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	事業契約書や提案書の内容については、事業者の営業上の機密やノウハウが記載されており、第三者に対する公開を前提とした書類の作成は困難と思料いたします。よって、第三者に対して公開する必要がある場合は、貴市のご判断ではなく、事業者との協議をおこなっていただけるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No277の質問・回答を参照してください。
363	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応(開示用概略版の作成)	20	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	第三者に対して公開する必要がある場合は、事業者側で開示用の提案書概略版を作成することをご対応いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	御意見として承ります。なお、No360の質問・回答も参照してください。
364	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応(水道施設に関する事業契約書)	20	第2	2	(2)	②	ア	(ウ)	「水道施設に関する事業契約書」とありますが、水道施設を対象として貴市と事業者との間で締結する事業契約書があるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No360の質問・回答を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答	
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3			小項目4
365	要求水準書(案)	水道施設の情報公開対応 (水道施設に関する下請契約書)	20	第2	2	(2)	②	ア	(ケ)	「水道施設に関する事業契約書」とありますが、SPCを組成しない場合で、水道施設の設計、施工の担当企業が協力会社(下請)でも良いとされた場合、公開対象となる契約書には下請契約書も含まれることになると拝察いたします。その場合、民間企業同士の契約書類については、情報公開の対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No360の質問・回答を参照してください。
366	要求水準書(案)	北アクセス道路工 (概算工事費)	21	第2	2	(2)	③	イ		「北アクセス道路工に要する費用は、…を基にした概算事業費で締結することを予定する。」とありますが、この費用は提案時には公表されているという認識でよろしいでしょうか。その場合、公表時期はいつをお考えでしょうか。ご教示ください。	公表については検討中です。No58の質問・回答も参照してください。
367	要求水準書(案)	橋梁架け替え工における保全安全管理者の配置	22	第2	2	(2)	④			高速道路を規制しての作業において「保全安全管理者」の配置が必要になると考えます。その配置に係る条件についてご教示をお願いします。	中日本高速道路株式会社土木工事共通仕様書及び本事業で実施する中日本高速道路との協議の結果等に従ってください。
368	要求水準書(案)	橋梁架け替え工	22	第2	2	(2)	④	ア		貴市で実施される詳細設計図書に、橋梁の撤去に関する具体的な施工方法・手順が示されていると理解して宜しいでしょうか。また、橋梁の新設においても、具体的な施工方法・手順が示されていると理解して宜しいでしょうか。	市で実施する詳細設計において、施工方法・手順を含めて計画する予定です。事業者には、詳細設計図書の内容を照査し、自己の責任において施工を実施してください。
369	要求水準書(案)	橋梁架け替え工 (概算工事費)	21	第2	2	(2)	④	イ		「橋梁架け替え工に要する費用は、…を基にした概算事業費で締結することを予定する。」とありますが、この費用は提案時には公表されているという認識でよろしいでしょうか。その場合、公表時期はいつをお考えでしょうか。ご教示ください。	公表については検討中です。No58の質問・回答も参照してください。
370	要求水準書(案)	橋梁架け替え工 概算工事費	22	第2	2	(2)	④	ウ		貴市が中日本高速道路株式会社等と協議を行う際、「協議資料の作成その他の支援を行う」とありますが、その他とは具体的に何をされていますでしょうか。ご教示ください。 第1.6.(2).オ.(7)では、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成を行う、と記載されています。	協議への参加等を求める予定です。
371	要求水準書(案)	橋梁架け替え工	22	第2	2	(2)	④	エ		施工時の供用線に対する誘導業務は、中日本高速道路株式会社で対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本事業で実施する中日本高速道路との協議の結果を踏まえ市と協議してください。
372	要求水準書(案)	工種別の要件 準備工 準備工発生物の処理	22	第2	2	(2)	⑤	ウ		「準備工発生物の処理については、…ただし、伐採森林等の現場内の再利用は妨げないものとする。」とありますが、現場でのチップ化、マルチング等については提案可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
373	要求水準書(案)	準備工発生物の処理について	22	第2	2	(2)	⑤	ウ		「伐採森林等については、市と協議のうえ、可能な限り売却等を図ること。」とありますが、売却先や売却ルート等についてはある程度事業者の裁量にお任せいただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
374	要求水準書(案)	工種別の要件 準備工 埋蔵文化財の 発掘調査	22	第2	2	(2)	⑤	エ		「市は令和2～4年度において、埋蔵文化財発掘調査を予定しており、…測量図と現況に相違がある場合は、現地測量を実施のうえ現況を優先させること。」とありますが、具体的にどのような対応が必要になるのでしょうか。また、調査完了後には、計画に基づく造成工事により土地の形状が改変されますが、何らかの措置が必要になるのかご教示いただけませんか。	埋蔵文化財発掘調査地内において、調査のために土の切盛の位置が変更している場合があり、その状態で工事を開始することもあります。特段の措置はないものと考えています。
375	要求水準書(案)	埋蔵文化財の発掘調査の実施期間	22	第2	2	(2)	⑤	エ		埋蔵文化財の発掘調査は造成工事着手前に全て完了していると考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財の発掘調査は令和4年中に完了予定ですが、完了した場所(東名高速道路側)から工事着手可能です。
376	要求水準書(案)	埋蔵文化財の発掘調査への事業者協力	22	第2	2	(2)	⑤	エ		埋蔵文化財の発掘調査作業に対して、事業者からの協力は不要と考えてよろしいでしょうか。	本調査に限らず、市が必要としたときは、本事業の円滑な実施のため、本事業に関連する調査、設計及び施工に関して協力してください。
377	要求水準書(案)	準備工	22	第2	2	(2)	⑤	エ		令和2年度から令和4年度まで、貴市にて埋蔵文化財の発掘調査を予定されていますが、造成工事に着手するにあたり設計と現況とに相違がある場合は、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	変更の対象としていません。
378	要求水準書(案)	土配計画 (南アクセス道路の土量収支)	22	第2	2	(2)	⑥	ア		「報告書」に記載された以上の対応が必要となった場合は、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「報告書」に記載された以上の土量が、南アクセスから搬入された場合は、市と協議してください。
379	要求水準書(案)	土配計画について	22	第2	2	(2)	⑥	ア	a	「土工造成地内における切盛土量のバランスを取ること前提として…」と記載されていますが、切盛土量の差分(余剰量・不足量)に目標値(制限値)を設定されるか、ご教示願います。	切盛土量のバランスに関して、制限値の設定は考えていませんが、過不足が出ないように努めてください。
380	要求水準書(案)	土配計画 (南アクセス道路工事との工程調整)	22	第2	2	(2)	⑥	ア	a	土配計画において考慮すべき南アクセス道路工事からの土の受入れ時期について、本事業と南アクセス道路工事との工程調整は貴市にて行っていたという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市、本事業者、南アクセスの事業者で調整します。
381	要求水準書(案)	土配計画について	22	第2	2	(2)	⑥	ア	a	造成協力地は、東名高速道路の東西に分かれおり、既設の「井ノ口橋」、「西阿知和橋」は幅員に制限あり、また、事業区域の南西角付近のBoxは高さ制限ありの状況です。東名高速道路の西側からの運土経路に関するお考えをご教示ください。また、工程上の制約はございますか。	運土経路については、事業者から提案してください。ただし、一般道路を使用する場合には地元との紛争防止に努めてください。
382	要求水準書(案)	工種別の要件 土工 土配計画	22 ~ 23	第2	2	(2)	⑥	ア	a ~ c	「土配計画においては、本事業に含まない南アクセス道路の土量収支も考慮して行うこと。」とありますが、【(参考)土量収支一覧表】に示された南アクセス道路の土量収支の余剰土約3.7万m3の受入れ条件をご教示願います。(時期、運搬、盛土の施工条件等) また、一覧表に示された土量を参考に提案造成計画を策定しますが、土量収支の増減(岩比率含めて)については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはNo304の質問・回答を参照してください。後段については御理解のとおりです。また、No378の質問・回答も参照してください。
383	要求水準書(案)	土配計画 (余剰残土の取り扱い)	23	第2	2	(2)	⑥	ア	b	土量が不足する場合の検討方針はお示しいただいておられますが、余剰残土が発生した場合の取り扱いについてはどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	事業者の責任において、適切に処理してください。
384	要求水準書(案)	市内の公共工事の発生土	23	第2	2	(2)	⑥	ア	b	「市内の公共工事で発生する残土の受け入れ」とありますが、現時点で想定されている土量が分かっていますら、ご教示願います。	現時点での想定はありません。
385	要求水準書(案)	土配計画 (変更対象)	23	第2	2	(2)	⑥	ア	c	「必要に応じて変更契約を行う」とありますが、土量に変更があった場合は全て変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者が変更資料を作成し、事業者の帰責事由による数量の変更であることが確認された場合において、変更に応じます。
386	要求水準書(案)	切土盛土法面の地震時における検討	23	第2	2	(2)	⑥	イ	a	造成形状が高盛土で長大法面のために地震時の検討が必要になりますが、レベル2までの検討が必要とよろしいでしょうか。	本要求水準書に示す適用法令・基準に従ってください。
387	要求水準書(案)	工種別の要件 土工 その他 土軟硬線の推定	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	a	「設計にあたっては、必要に応じて地質調査を実施し、土軟硬線の推定する等して、…」とありますが、提案時点では市が実施した地質調査資料による想定をせざるを得ません。従って、追加する地質調査は提案範囲として、調査結果による土量収支の増減(土軟硬比率含めて)については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、事業者へ「調査、設計、施工時における土軟硬線の検測方法・決定方法」の提案を求める予定です。詳細は募集の公告時に示します。
388	要求水準書(案)	その他 (地下リスク)	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	a	「設計にあたっては、必要に応じて地質調査を実施し、土軟硬線を推定する等して、極力、施工中に設計変更が生じないよう努めること。」と記載されていますが、事業者が提示する地質調査内容(項目・数量)について、貴市のご承認を頂けると理解して宜しいでしょうか。	No387の質問・回答を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
389	要求水準書(案)	その他 (地下リスク)	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	a	「提案時」と「調査・設計時」で土軟硬線が異なった場合は、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。	No387の質問・回答を参照してください。
390	要求水準書(案)	工種別の要件 土工 その他 土軟硬線の推定	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	「地質調査の結果により必要とされる場合は、軟弱地盤対策工を実施すること」とありますが、提案時点では市が実施した地質調査資料による判断での地盤改良工事は提案範囲として、調査結果による新たな軟弱地盤改良については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	市では、本事業において、軟弱地盤対策工を見込んでおり、当該項目を修正します。よって、軟弱地盤改良に関する設計変更を対象としません。
391	要求水準書(案)	その他 (地下リスク)	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	「地質調査の結果により必要とされる場合は、軟弱地盤対策工を実施すること。」とありますが、軟弱地盤対策工が必要になった場合は、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。	貸与資料のうち「平成30年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務 報告書」及び「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」等から推定してください。資料から予見できない軟弱地盤対策工が必要となった場合は、変更対象とすることで考えています。
392	要求水準書(案)	軟弱地盤対策工について(軟弱地盤の定義)	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	「軟弱地盤対策工」の対象となる、軟弱地盤の定義をご教示ください。	募集の公告時に、資料を添付します。
393	要求水準書(案)	軟弱地盤対策工について(公表資料の有無)	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	提案までには軟弱地盤の状況を判断可能な資料が公表されるという認識でよろしいでしょうか。その場合は、いつごろを想定されていますでしょうか。そうでない場合は、軟弱地盤対策工については、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No390及びNo391の質問・回答を参照してください。
394	要求水準書(案)	切土・盛土工後の動態観測	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	造成形状は高盛土で長大法面のために、盛土や軟弱地盤の沈下、切土及び盛土法面の変位を観測する動態観測の計画及び計測は必須であると考えてよろしいでしょうか。	二次提案の「施工業務に係る提案」において、御提案ください。審査の際、評価いたします。
395	要求水準書(案)	法面標準定規断面図	24	第2	2	(2)	⑥	ウーイ	b	<愛知県「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく大規模行為届出の手引き>には、道路等の工作物を保護する法面(緑地)は概ね25°以下勾配(約1:2.3)と記載されています。当断面図に指示された勾配でなく上記手引きの勾配を正として、提案を行ってもよろしいでしょうか。	御質問の定規断面図は、参考としてお示ししているものであり、事業者が各種基準を確認のうえ提案してください。なお、当該定規断面図の勾配の根拠は、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」を参照してください。
396	要求水準書(案)	擁壁工 (擁壁基礎)	25	第2	2	(2)	⑦			軟弱地盤に関する資料が提案までに公表されない場合は、良好な地盤という前提で計画・積算し、条件が変更となった場合は変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No390及びNo391の質問・回答を参照してください。
397	要求水準書(案)	工種別の要件 擁壁工	25	第2	2	(2)	⑦	イ		「擁壁は、基礎地盤の支持力を確認したうえで、…十分な安定性を有したものとすること。」とありますが、提案時点では市が実施した地質調査資料では支持力が明らかでない場合、工事開始後の基礎地盤の支持力確認による擁壁の構造変更は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	擁壁工の工法については、事業者のノウハウを活かして要求水準に示す設計を行ってください。なお、現時点では、設計変更の対象としてはおりませんので、市と協議してください。
398	要求水準書(案)	工種別の要件 法面工	25	第2	2	(2)	⑧	イ		「法面保護工は、植生工を採用すること。ただし、…植生工が適さないと判断した場合は、構造物による法面保護工を採用すること。」とありますが、提案時点では植生工による法面保護工が、工事開始後の法面基礎の状況により、法枠工などへの構造変更は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	構造物の法面保護工の工法については、事業者のノウハウを活かして要求水準に示す設計を行ってください。なお、現時点では、設計変更の対象としてはおりませんので、市と協議してください。
399	要求水準書(案)	法面工 (植生工種選定責任)	25	第2	2	(2)	⑧	ウ		「…気象条件等を考慮し、風化・侵食等を防止できる生育可能な工種を選定すること」とありますが、想定外の異常気象が頻発していることから、選定時に貴市の了解を得た工種については、異常気象による枯死等は事業者責任ではなく、協議としていただけないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	植生の法面工については、選択種や工法によって相違するため、事業者のノウハウを活かして要求水準に示す工種を選択してください。なお、現時点では、設計変更の対象としてはおりませんので、市と協議してください。
400	要求水準書(案)	事業排水暗渠工	25	第2	2	(2)	⑩	ア		「事業排水暗渠工は、河川に直接放流」とありますが、調整池への接続を考慮する必要はないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No323の質問・回答を参照してください。
401	要求水準書(案)	工種別の要件 事業排水暗渠工	25	第2	2	(2)	⑩	ア～ウ		「事業排水暗渠工は、河川に直接放流する計画とすること。」とありますが、調整池の流末水路工への放流が可能との理解でよろしいでしょうか。また、青木川、真福寺川どちらの河川でも制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業排水については、農業利用のない調整池に流入させることとなりますので、修正します。
402	要求水準書(案)	調整池における利水設備	26	第2	2	(2)	⑫			調整池に周辺の田畑への利水施設を設ける必要があるかご教示願います。	一部の調整池に利水機能を設ける予定です。詳細については、募集の公告時に示します。
403	要求水準書(案)	調整池の容量	26	第2	2	(2)	⑫			「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」にある「07 今後の課題 7.3.3排水設計関係 2) 調整池容量の算定、護岸構造の選定」には、「各種技術基準に基づき、調整池容量計算を行う」との記述があり、<平成24年3月1日 23河第208号「開発行為に伴う流出抑制対策に対する指導方針の改定(通知)」に基づく調整池容量計算によれば、提案内容によってより大きな調整池の容量が必要になる場合があると想定されます。このような場合でも、上記報告書に示された「08-2 参考資料 調整池計画」で示された調整池容量に基づいて提案の計画を行ってもよろしいでしょうか。	提案段階においては、事業者が必要と考える調整池容量で提案してください。
404	要求水準書(案)	河川管理者との協議	26	第2	2	(2)	⑫	イ		「河川管理者との協議を踏まえて、決定」とありますが、第1.6.(2).オ.(7)に記載のとおり、協議は貴市が行うため、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成を行うという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
405	要求水準書(案)	流末水路工(既設水路の改修)	26	第2	2	(2)	⑬	ア		調整池から流末河川への取り付け水路について(北側排水路等)とありますが接続位置など制約条件があればお教えください。	No401の質問・回答を参照してください。
406	要求水準書(案)	流末水路工(既設水路の改修)	26	第2	2	(2)	⑬	ア		調整池から流末河川への取り付け水路について南側水路も同様に改修対象となりますか?もしくは新設水路による河川排水になりますか?	南側水路についても改修を想定しています。当該資料については、後日貸与する予定です。
407	要求水準書(案)	流末水路工	26	第2	2	(2)	⑬	イ		既設流末水路に関する仕様、寸法や勾配等の条件は、公表されるという認識でよろしいでしょうか。その場合、公表の時期はいつごろを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	貸与資料「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」を参照してください。また、No406の質問・回答も参照してください。
408	要求水準書(案)	工種別の要件 事業排水暗渠工	26	第2	2	(2)	⑬	ア～エ		放流水路の計画にあたっては、接続する既設水路の構造、寸法、水理計算等のデータをご提示いただけませんでしょうか。また、青木川、真福寺川どちらの河川でも計画域外での用地占用が必要になると思われませんが、これについても市の所掌として事業者側は協議用の資料作成の対応をするとの理解でよろしいでしょうか。	前段の御質問については、No407の質問・回答を参照してください。後段の御質問について、現時点において用地占用は考えていませんが、必要となった場合における協議に係る対応については御理解のとおりです。
409	要求水準書(案)	植栽工	26	第2	2	(2)	⑭			愛知県林地開発審査基準にある「別表 残置森林率又は森林率及び森林の配置等に関する基準」工場、事業場の項にある「1ヶ所当たり20h以下とし複数造成する場合には、その間に30m以上の残置森林又は造成森林」を配置することは、本事業の提案を行うにあたっても考慮すべき事項と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
410	要求水準書(案)	仮設防災工について	27	第2	2	(2)	⑮	ア	e	一次二次提案とも、概算事業費には矢作川方式の対策費用を含みますか。ご教示ください。	御理解の通りです。
411	要求水準書(案)	概算事業費	27	第2	2	(2)	⑮	ア	e	矢作川方式の対策費用算出には、事前に矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議・承認が必要と思われます。防災計画策定及び概算事業費算出において同協議会との協議・承認は行うべきか、いなか、ご教示ください。	設計業務及び施工業務を実施するうえで、協議が必要となります。

NO	資料名	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
412	要求水準書 (案)	工事に伴う建設公害対策	30	第2	5	(2)	③			「工事に伴う建設公害対策」として具体的かつ高水準の内容が記載されておりますので、提案時には記載以上の提案を求められることはないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解の通りですが、二次提案において、当該事項の提案を求めていますのでご留意ください。
413	要求水準書 (案)	工事車両の通行等	30	第2	5	(2)	④			「工事車両の通行等」として具体的かつ高水準の内容が記載されておりますので、提案時には記載以上の提案を求められることはないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解の通りですが、二次提案において、当該事項の提案を求めていますのでご留意ください。
414	要求水準書 (案)	地元住民について	31	第2	5	(2)	⑤			ここでの地元住民とは、どの地域の方々なのかご教示願います。	基本的に岡崎市東阿知和町、西阿知和町及び真福寺町の3町を想定していますが、資材運搬等において、本業務に影響すると思われる地域には留意してください。
415	要求水準書 (案)	地域住民への配慮 (対象範囲)	31	第2	5	(2)	⑤	ア		工事内容の周知や説明を行う対象範囲 (自治会、町名など) については、貴市からご指示いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No414の回答を参照してください。
416	要求水準書 (案)	地域住民への配慮について	31	第2	5	(2)	⑤	イ		「地元住民等から本工事にし、解決にあたること。」とありますが、施工に関する場合は事業者にて対応を行い、本事業に関するものは貴市にてご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
417	要求水準書 (案)	残存工作物の撤去 (定義)	31	第2	5	(2)	⑥			「用地内に本工事に伴う残存工作物等があった場合」の残存工作物とは、貴市が存在を把握していないものを撤去するという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。不法投棄等が対象となりますので、発見次第、市と協議してください。
418	要求水準書 (案)	残存工作物の撤去 (費用負担)	31	第2	5	(2)	⑥			撤去処分費用については、変更対象という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
419	要求水準書 (案)	近隣工事との施工調整	31	第2	5	(2)	⑨			事業者は「協力する」ことは可能ですが、「施工調整を行う」ことは一民間事業者ではできないと料料いたします。施工調整は貴市にて行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	阿知和地区工事連絡会 (仮称) を設置するなど、その体制も含めて調整方法を提案してください。審査において評価します。
420	要求水準書 (案)	工事中の環境影響調査による報告会の実施	32	第2	5	(3)	①			環境影響調査の対外的な報告会はないと考えてよろしいでしょうか。	現在のところ考えておりませんが、事業者の判断により対外的な報告を行う場合には、市と協議してください。
421	要求水準書 (案)	完成図等の作成	32	第2	5	(4)				「宅地造成後の最終的な完成図及び道路台帳、その他資産管理台帳等」とありますが、「等」とは具体的には何を想定していますでしょうか。想定されておらず、将来、貴市からご指示があった書類全てが対象となりますと、事業者にとってはとても厳しい条件となり、適切な費用を算出することが困難となりますが、いかがお考えでしょうか。ご教示ください。	前段については、「すべての工種最終的な完成図及び道路、橋梁、下水、雨水その他の資産管理台帳」に修正します。後段については、工作物を完成した事業者が完成図や台帳を作成することは合理的であると考えます。
422	要求水準書 (案)	瑕疵期間	32	第2	5	(6)	③			「工事目的物に瑕疵がある場合、」とありますが、瑕疵担保期間は「貴市工事請負契約約款」に準ずるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No236の質問・回答を参照してください。
423	要求水準書 (案)	維持管理業務の概要	33	第3	1					「なお、土地売買契約を締結した分譲区画については、維持管理業務の対象から除外する。」と記載されていますが、実施方針書 (2.27修正) p.4ウ維持管理業務では、「・・・、分譲の区画 (土地売買契約を締結し、市からの引渡しが未了のものを含む。)」と記載されており、内容が異なっております。実施方針書 (2.27修正) を「正」と理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。要求水準書を修正します。
424	要求水準書 (案)	維持管理業務の概要	33	第3	1					「土地売買契約を締結した分譲区画については、維持管理業務の対象から除外する。」とありますので、第3.2～第3.6まで全て対象外となるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	分譲区画については、御理解のとおりです。
425	要求水準書 (案)	分譲区画内の管理	33	第3	2	(1)	②			「侵入防止柵の施錠の鍵は、・・・業務終了時に市に返却する。」とありますが、「業務終了時」には土地売買契約の締結時も含まれるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	土地売買契約締結時には該当する侵入防止柵の施錠に使用する鍵を、業務終了時には全ての鍵を返却していただくことで考えています。要求水準書を修正します。
426	要求水準書 (案)	除草・清掃の管理	33	第3	2	(2)				土地分譲が順調に進んだ場合、工業団地全体の環境維持のためには、要求水準書において事業者が求められている内容と同等の責務 (除草・清掃業務についても) を立地企業にも行っていただく必要があると料料いたします。その場合、事業者が立地企業から直接業務を依頼される可能性がございますが、事業者は貴市以外からの依頼については対応不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	売却後の用地の維持管理について立地企業から直接依頼を受けた際は、本事業の関与するところではありません。
427	要求水準書 (案)	法面植生の管理	33	第3	2	(3)				通常の枯れ木保証は1年ですが、保証期間を超えた再施工については有償という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本的に御理解のとおりです。なお、瑕疵担保の期間は、募集の公告時において示します。
428	要求水準書 (案)	法面植生の管理	33	第3	2	(3)				法面植生の枯死・成長不良等が発生した場合は、事業者が再施工を行う事となりますが、維持管理期間中という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
429	要求水準書 (案)	樹木の管理	34	第3	2	(4)	①	エ		樹木の枯死・成長不良等が発生した場合は、事業者が再施工を行う事となりますが、維持管理期間中という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	御理解のとおりです。
430	要求水準書 (案)	管理者 (定義)	34	第3	2	(7)	②			「管理者」とは具体的にどなたを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	調整池の管理者は、市を想定しています。
431	要求水準書 (案)	宣伝資料の作成	37	第4	2					宣伝資料の作成における (1) パンフレットの作成 (デザイン作成費用・印刷費用)、(2) ホームページの作成 (制作費用・サーバー維持費用)、(3) その他必要とする宣伝資料の作成費用は、事業者が全て負担するものと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりですが、(3) についてはNo434の質問・回答を参照してください。
432	要求水準書 (案)	パンフレットの作成	37	第4	2	(1)	①			貴市で行われる企業の募集、分譲が想定以上に好調もしくは不調の場合でも、パンフレット作成の時期及び部数には変更がないという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	パンフレットを増刷する場合には市が負担しますので、印刷用の版は、保存してください。
433	要求水準書 (案)	パンフレットおよびホームページの著作権について	37	第4	2	(1)	④			パンフレットおよびホームページのデザインは事業者決定するものと理解しておりますが、それらの著作権は市または事業者いずれに帰属するのかご教示ください。また、著作権が市に帰属する場合、事業者による二次利用についての市の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	市に帰属します。二次利用にあたっては、市の承諾を得てください。
434	要求水準書 (案)	その他必要とする宣伝資料の作成等	38	第4	2	(3)				「その他必要とする宣伝資料の作成等」とは、具体的にはどのような資料や業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	御質問の資料及び業務内容は、事業者が提案し、その費用も含め、市と協議してください。
435	要求水準書 (案)	企業誘致支援業務終了日の繰り上げについて	37	第4	3					事業期間終了予定日の令和10年3月末以前に本事業の分譲地が完売になった場合、年払いとされている企業誘致支援業務の対価は、完売日までの日割り計算して支払うとの理解でよろしいでしょうか。	公表資料 (支払方法説明書) に基づき、3年間の割賦で支払いますので、減額や日割り計算というものは行いません。
436	要求水準書 (案)	添付資料1 住民対応リスク								地元説明で相互理解した後に事業開始となると考えます。住民対応リスクとして具体的に何を想定されているのでしょうか。	地元からは、治水と渋滞についての懸念を現時点でいただいております。
437	要求水準書 (案)	添付資料1 用地取得リスク								工事用資材置場は事業用地内に確保できないのでしょうか。また、井ノ口橋の架け替え地組ヤードと架設クレーンヤードおよび西阿知和橋撤去時のクレーンヤードは確保できるのでしょうか。そのヤードへの大型クレーン進入路は確保できるのでしょうか。	市の承諾を得たうえで、本事業の実施を目的とした事業用地の使用を認めます。また、現時点において想定している施工ヤード及びクレーンの規格については、貸与資料「平成30年度 (仮称) 岡崎阿知和スマートインターチェンジ予備設計業務 報告書」を参照してください。

NO	資料名	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3		
438	要求水準書（案）	添付資料2 事業区分図							右下の表の「参考貸与資料」のうち2行目には「H31年度(仮称)岡崎阿知和スマートIC予備設計業務報告書」と記載がありますが2/17に貸与された資料は「H30年度(仮称)岡崎阿知和スマートIC予備設計業務報告書」です。これらは同じものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。要求水準書を修正します。
439	要求水準書（案）	添付資料2 ビオトープ							事業区分表にビオトープは対象外となっていますが、荒造成までの対象と考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
440	要求水準書（案）	将来のアクセスルート							貸与資料(H30年度阿知和地区工業団地基本設計報告書)にて「将来の交通利便、近隣要望を反映し、真福寺ルートを確保」とありますが、造成計画の設計上の要求水準として同ルートへの将来対応可能性は求められないのでしょうか。あるいは同ルートへの対応しやすさが評価の対象となるのでしょうか。	今回の提案では、将来対応可能性は求めておりません。ただし、真福寺ルートに限らず渋滞対策についての提案は評価します。